

No. 1

中華人民共和国

江蘇省人民政府

江蘇省婦幼保健センター

中華人民共和国

南京母子保健医療機材整備計画

基本設計調査報告書

JICA LIBRARY



J 1127753 (0)

平成 8 年 1 月

国際協力事業団

ビンコー株式会社

GRF

CR(2)

96-100

中華人民共和国南京母子保健医療機材整備計画 基本設計調査報告書

平成 8 年 1 月

JICA
105
928
GRF
BRARY



1127753 (0)

中華人民共和國

江蘇省人民政府

江蘇省婦幼保健センター

中華人民共和國

南京母子保健医療機材整備計画

基本設計調査報告書

平成 8 年 1 月

国際協力事業団
ビンコー株式会社

序 文

日本国政府は、中華人民共和国政府の要請に基づき、同国の南京母子保健医療機材整備計画にかかる基本設計調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成7年8月1日から8月30日まで基本設計調査団を現地に派遣いたしました。

調査団は、中国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施いたしました。帰国後の国内作業の後、平成7年12月14日から12月23日まで実施された基本設計概要書案の現地説明を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成8年1月

国際協力事業団
総裁 藤田 公 郎

伝 達 状

今般、中国人民共和国における南京母子保健医療機材整備計画基本設計調査が終了いたしましたので、ここに最終報告書を提出いたします。

本調査は、貴事業団との契約に基づき、弊社が、平成7年7月10日より平成8年1月31日までの6ヶ月間にわたり実施いたしてまいりました。今回の調査に際しましては、中国の現状を十分に踏まえ、本計画の妥当性を検証するとともに、日本の無償資金協力の枠組みに最も適した計画の策定に努めてまいりました。

つきましては、本計画の推進に向けて、本報告書が活用されることを切望いたします。

平成8年1月

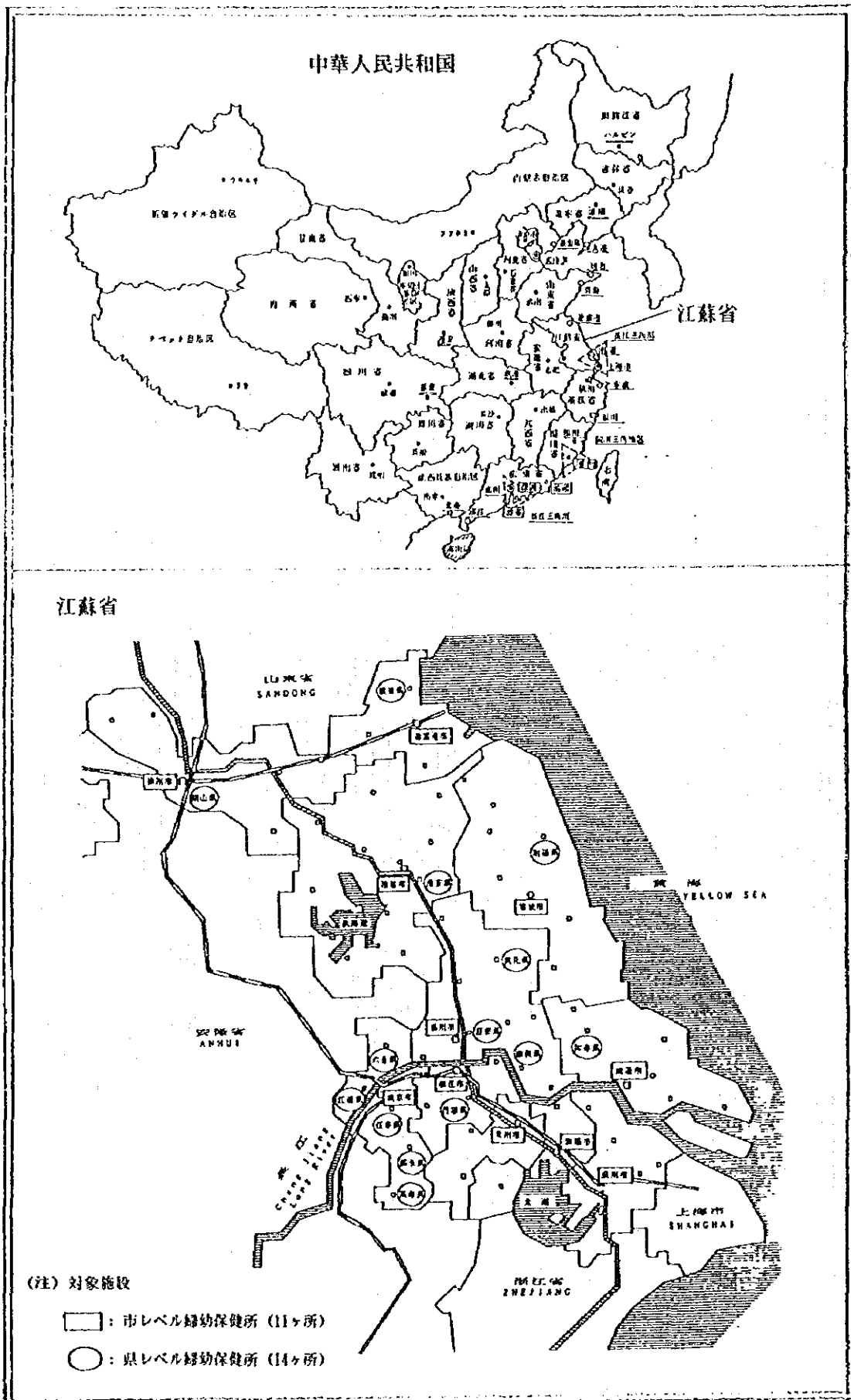
ピンコー株式会社

中 華 人 民 共 和 国

南京母子保健医療機材整備計画基本設計調査団

業務主任 中 島 達 郎

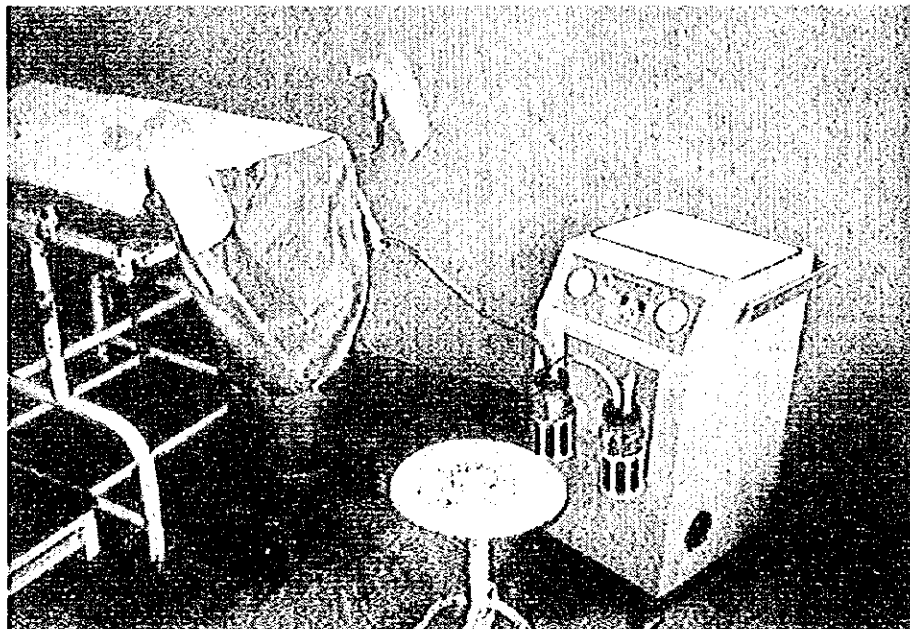
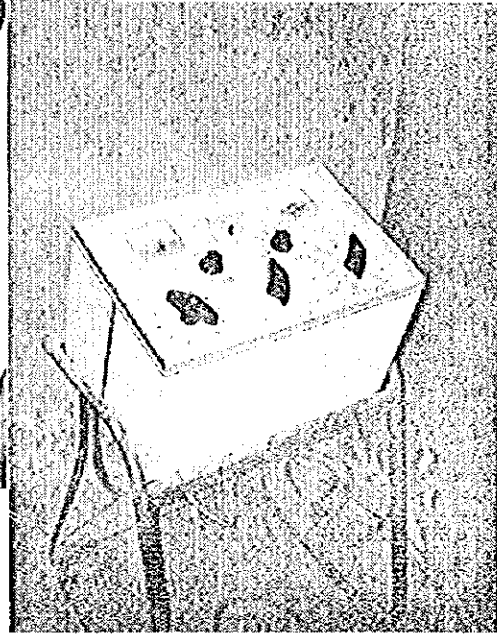
対象施設位置図
(中国全土地図、江蘇省地図)



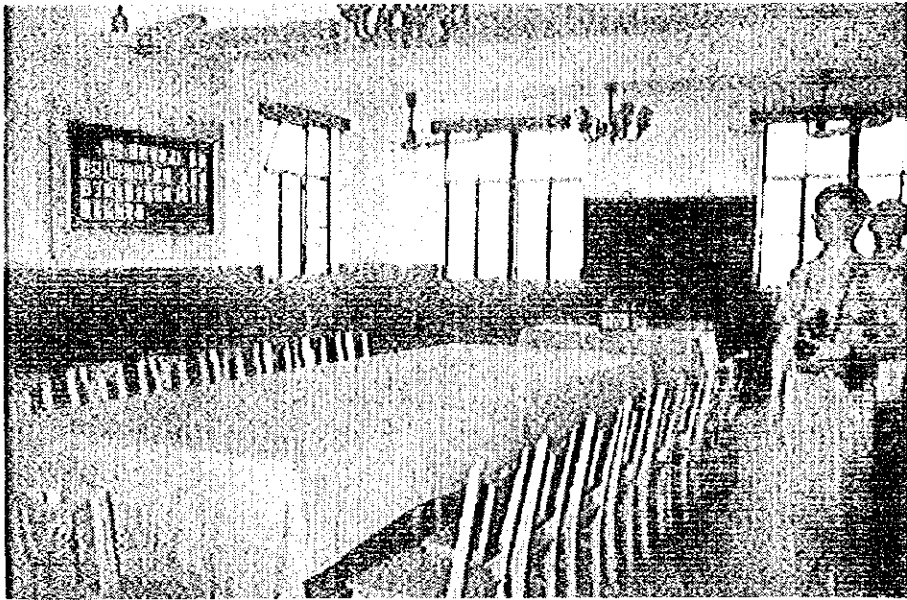


市・県レベル婦幼保健所

X線透視装置
(婦幼保健所に常設されている)

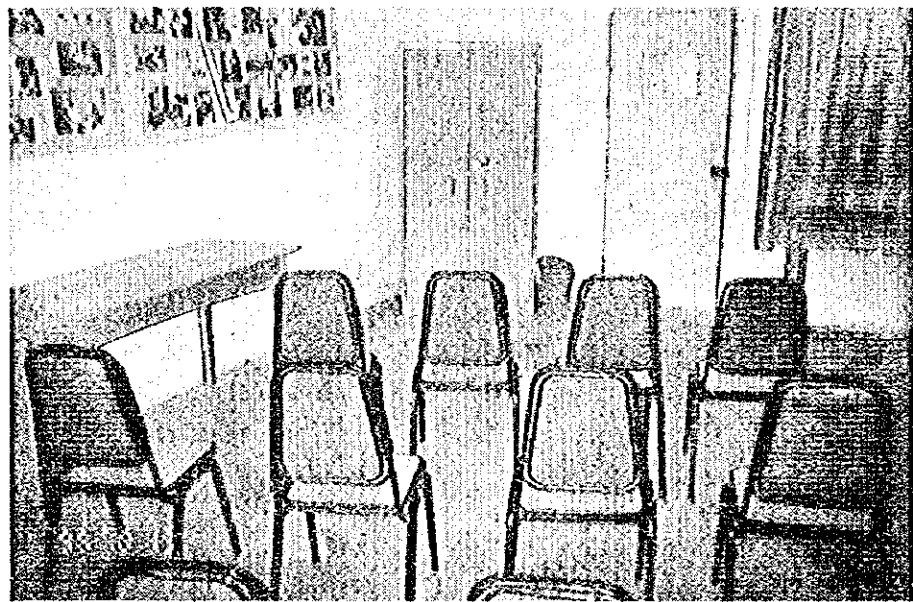


分娩室



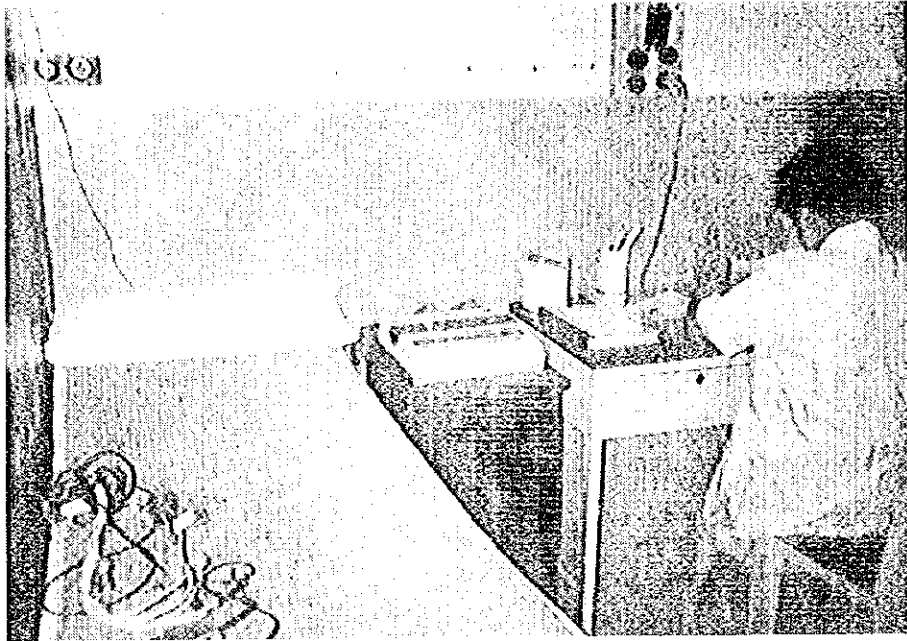
市・県レベル婦幼保健所

研修室・会議室



教室

(優生・優育、家族計画等指導)

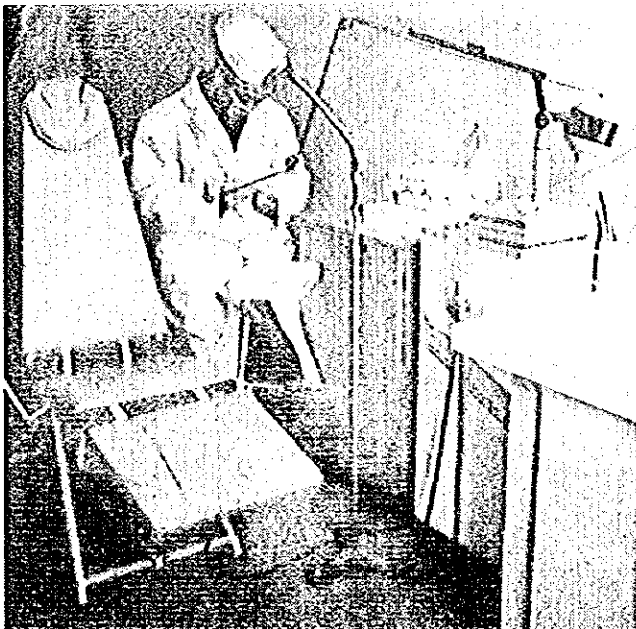


市・県レベル婦幼保健所

診察室(産婦人科)



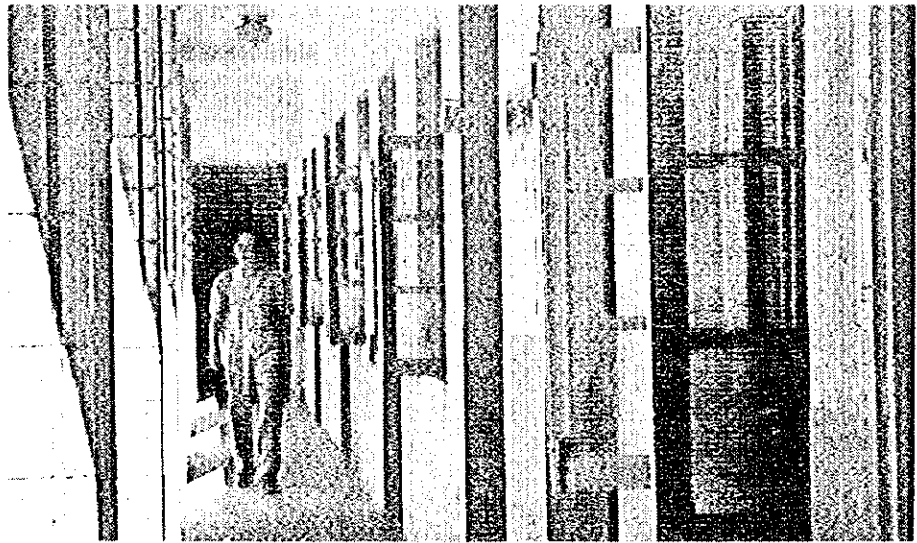
診察室(産婦人科)



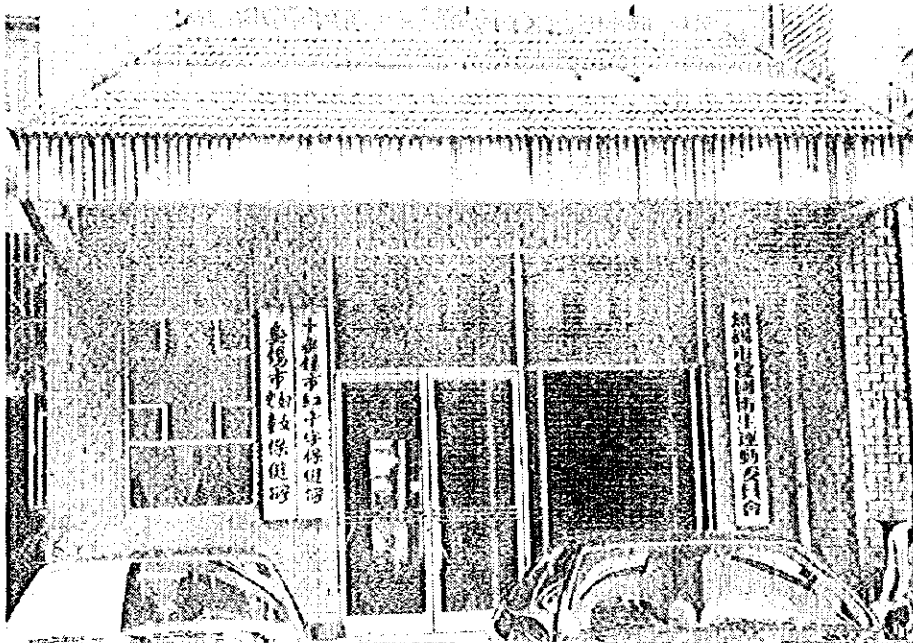
歯科(口腔科)



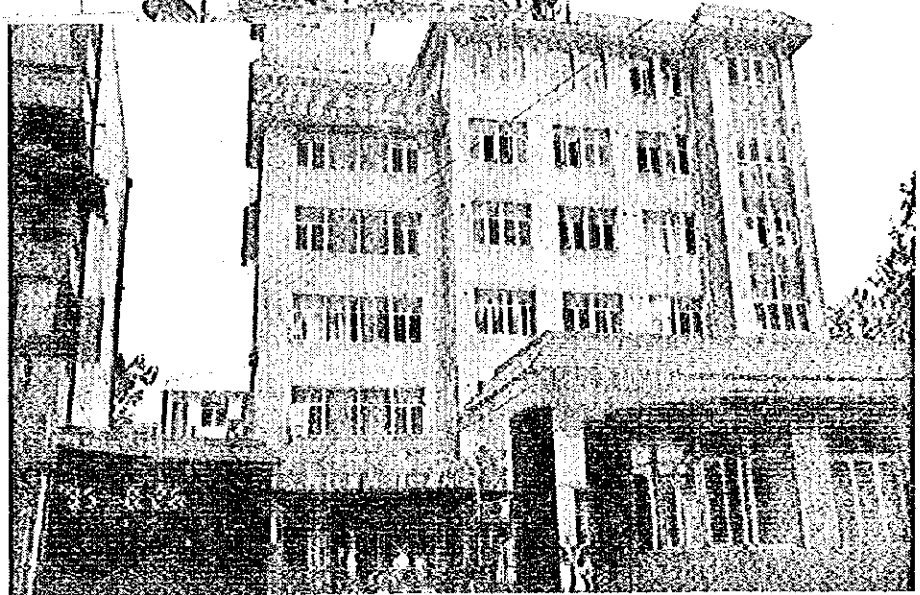
市・県レベル婦幼保健所



診察室



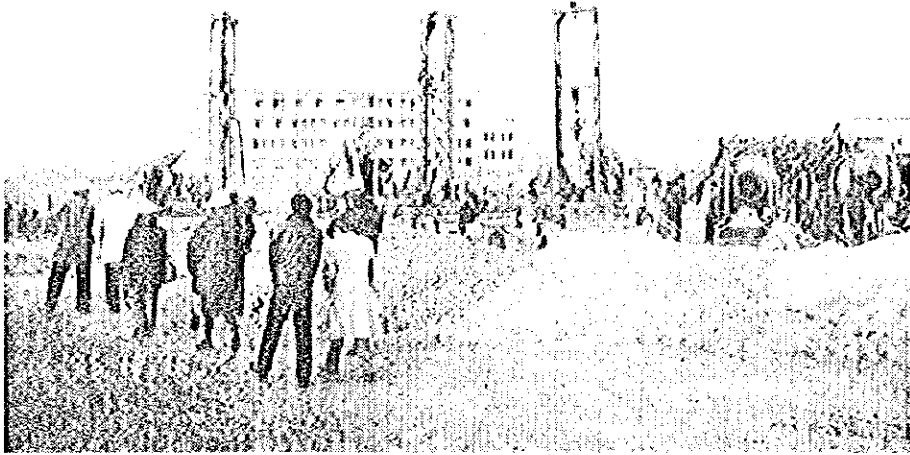
市レベル婦幼保健所
 (例:無錫市婦幼保健所)



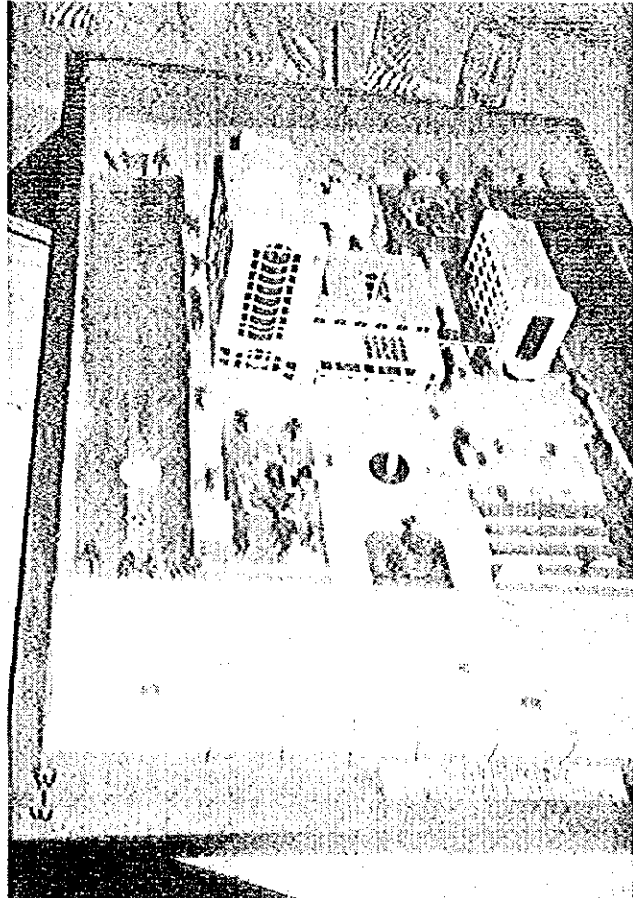
県レベル婦幼保健所 診療案内版 (例:江寧県婦幼保健所)



江蘇省婦幼保健センター建設現場



江蘇省婦幼保健センター完成予想図



要 約

中国政府・衛生部は婦幼保健医療に関して1992年2月「90年代の中国児童発展計画の大綱」を策定し、90年代の中国における婦幼保健医療業務の主要な目標、具体的な施策を明確にした。

それによれば、中国全土の省、特別市、自治区は、積極的に婦幼保健医療の発展をはかり、妊産婦の死亡率、乳幼児・5歳未満の児童の死亡率の低減を目標に、婦幼保健医療サービスのための施設の増強並びにその質的な向上を目指し、また、農村部における予防を含めた保健医療サービスネットワークを広げて、2000年には全ての婦人・子供が診療を受けることができる医療体制作りを達成し、同時にまた国家的施策である家族計画“一人っ子政策”の定着を期し、婦人と子供の健康水準の向上を積極的に推進することとなっている。

本計画の対象地域である江蘇省は南京を省都とし、面積10.26万km²、人口69百万人を有する中国の中でも人口密度の高い省である。同省の婦人と子供に関する保健医療行政は、婦人科・産科・小児科の基本的診療を主とする婦幼保健所が全省の市及び県の各地域に配置しており、婦幼保健ネットワークが整備されている。婦幼保健医療の専門医療機関は全部で130ヶ所あり、約7,000名余りの専門の婦幼保健医療従事者が配備されている。

江蘇省衛生庁の調べでは、1993年の乳幼児死亡は約18千人、妊産婦死亡は約4百人、5歳以下の死亡は約23万人を数えるなど婦幼保健にかかる保健指標の状況はいずれも劣悪な状態を呈している。その対策として江蘇省衛生庁は同省の婦幼保健医療サービス体制の根本的な改革を行い、2000年までに妊婦死亡率を50%以下、乳幼児死亡を30%削減すること等を目標としている。

かかる計画を実行するために、中国政府及び江蘇省人民政府は、南京市に婦幼保健医療の中心的役割を担う江蘇省婦幼保健センター（江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センターの2つの機関から成る）の建設計画を策定・実施した。同センターの建設工事は1995年春、約4.4千万元を投じ、南京市の西側地域の新興住宅開発区に建築面積1.9万平方メートル、300床を擁する同センター建設に着工、1996年夏には完成する予定である。また同時に、江蘇省全域を網羅する既存の市及び県レベル婦幼保健所を改修して地方の婦幼保健医療のネットワークを整備・構築し、江蘇省の都市、農村の全ての地域をカバーする婦幼保健医療サービス体制の確立に着手した。

しかしながら、中国政府は江蘇省婦幼保健センター、及び本計画に関連する市レベル及び県レベル婦幼保健医療施設の運営に必要な医療機材の整備について、独力では行い得ない状

況にあるため、今後我が国に無償資金協力を要請してきたものである。

同要請に応じて、我が国は基本設計調査の実施を決定し、国際協力事業団（JICA）は1995年8月1日から8月30日まで基本設計調査団を中国へ派遣し、中国側関係者との協議をとおして計画の背景、要請内容、実施体制などの確認を行うとともに関係資料の収集及び対象施設の現状等の調査を実施した。調査団は調査の内容をその後の国内解析を経て基本設計概要書にまとめ、JICAはこの内容を中国側に説明するために、平成7年12月14日から12月23日まで再び調査団を現地に派遣した。調査団は中国側関係者に基本設計概要書を示し、内容の説明及び協議を通じ、基本設計の概要について合意した。その後、国内解析を経て、本基本設計調査報告書を取りまとめた。

本計画は、新設される江蘇省婦幼保健センター及び11ヶ所の市レベル、14ヶ所の県レベルの既存の婦幼保健医療施設に対し、医療機材を調達することにより、江蘇省婦幼保健医療サービス体制の確立に寄与することを目的としたものであり、調査の結果本計画の範囲、規模等我が国の無償資金協力の枠の中で実施が可能であり、かつ妥当と判断された。

本計画の策定にあたっては以下の点を基本方針とした。

- (1) 本計画では省婦幼保健院と婦幼保健係員研修センターとしての2つの機能を有する江蘇省婦幼保健センターとともに11ヶ所の市レベル婦幼保健所（江蘇省内の全ての直轄市に設置されている）及び省内64ヶ所のうち14ヶ所の県レベル婦幼保健所をパイロットプランとして選定し、対象施設とする。
- (2) 江蘇省婦幼保健センターは、省婦幼保健院としての機能から婦幼保健医療サービスの中心として3次医療サービスを提供できる基本的な、最低限必要な機材を選定する。
- (3) また、同センターの婦幼保健係員研修センターとしての機能から婦幼保健の2次医療サービスを担当する市・県レベル婦幼保健所の医療従事者及び医・薬・看護学生等の教育・研修の場を提供し、婦幼保健分野の人材育成活動が理論と実習の両面から円滑に取り組めるよう教育・研修用機材を配慮する。
- (4) 市及び県レベル婦幼保健所は、地域の中核婦幼保健医療施設として、下位の医療施設である郷・鎮の衛生院、村の衛生室からの紹介患者を受入れを含めた地域の2次医療サービスを提供するに必要な機材構成とする。

以上の方針に基づき選定された主な機材は次の通りである。

対象施設および部門名		主 な 機 材 名
江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センター(南京)		
1	外来診療部： 1)婦人科 2)産科 3)小児科 4)口腔及び耳鼻咽喉科 5)眼科	冷凍手術器、CO ₂ レーザー治療器、輸卵管通気装置、吸引器、診察台、等 超音波診断装置、ポータブル超音波診断装置、胎児心拍検出器、産科用検診台、骨盤計、等 体重計、血圧計、診察台、各種発育測定器材、等 歯科ユニット、歯科用X線、ENTユニット、超音波洗浄器、光凝固装置、咽鼓管通器、等 眼底カメラ、斜視・弱視治療器、スリットランプ、視野計、眼底鏡、等
2	病棟部： 1)婦人科用病室 2)産科及び小児科用病室 3)ICU用病室 4)人工透析室 5)物理療法(リハビリテーション)室	患者監視装置、回診用カート、大型カート、吸引器、酸素・吸引供給システム、等 分娩監視装置、新生児モニター、血ガスモニター、新生児用人工呼吸器、分娩・手術台、保育器、黄疸測定器、新生児酸素モニター、等 各種モニター(新生児、小児及び婦人用)、ICUベッド、等 人工透析装置、ネブライザー、等 各種治療器-超音波、赤外線、紫外線、低周波、マイクロ波-索引器、運動機能回復器、等
3	医療技術部： 1)手術室 2)中央検査室 3)機能検査室 4)放射線室 5)病理検査室 6)内視鏡検査室 7)顕微鏡室 8)中央材料室	手術台、无影灯、麻酔器、高周波メス(レーザーメス)、人工呼吸器、各種手術器械セット、除細動装置、小児用人工呼吸器、手術用顕微鏡、ストレッチャー、等 自動生化学分析装置、血ガス分析装置、電解質分析装置、自動尿分析装置、高圧液体クロマトグラフ、原子吸光分析機、変速遠心器、各種分光光度計、各種血液検査用機器、培養器、オートクレーブ、等 心電計、カラードプラー超音波診断装置、長時間心電図記録装置、ドプラー胎児心拍検出器、肺活量計、等 C-アームX線装置、500mmX線撮影装置、乳房用X線装置、骨密度計、歯科用X線、自動現像機、暗室用具一式、等 冷凍ミクロトーム、自動染色装置、屍体解剖台、屍体冷蔵庫、等 子宮鏡、羊水鏡、膈鏡、腹腔鏡、各種ファイバースコープ、光源装置、等 各種顕微鏡 高圧蒸気滅菌装置、超音波洗浄器、乾燥器、等
4	研修部	人体解剖模型、各部位模型、教材製作用機材、研修室用VTR・TV装置、パソコン、プロジェクター、コピー機、等
5	宣伝・教育部	TVモニター、プロジェクター、複写器、視聴覚機材、等
6	車両部	救急車、婦幼保健衛生宣伝車、等
7	その他	機材メンテ用機材
市レベル婦幼保健所(11ヶ所)		歯科ユニット、眼底鏡、ENT診療ユニット、超音波診断装置、分娩台(手術兼用)、黄疸測定器、心電計、无影灯、200mA透視撮影X線装置、冷凍手術器、滅菌器、顕微鏡、CO ₂ 培養器、パソコン、ビデオレコーダ、等
県レベル婦幼保健所(14ヶ所)		身長・体重計、血圧計、オーディオメーター、歯科ユニット、分娩台、黄疸測定器、200mA透視撮影X線装置、輸液ポンプ、滅菌器、顕微鏡、ビデオレコーダ、小型パソコン、救急車

本計画の実施に要する期間は、業者の契約締結から事業完了まで約12ヶ月と見込まれる。本計画の中国側の責任機関は、江蘇省人民政府及び江蘇省衛生庁であり、実施機関は江蘇省婦幼保健センターである。また、計画が実施された場合、機材配置後の運営、維持、管理は江蘇省人民政府と江蘇省衛生庁の監督のもと、江蘇省婦幼保健センターが責任をもって実施することになっている。

年間の運営・維持管理費用は、原則的には対象施設を所轄するそれぞれの省・市・県人民政府により全額賄われることになっている。実際は、予算枠のみでは不足が生じるため、各施設では独自に外来受診料、検査料、治療費等の受益者負担分を収入として運営費の一部に充当して運営している状況である。

なお、対象施設のうち江蘇省婦幼保健センターは新設であることから、実際の運営開始後に資金不足が生じた場合の対応として当初数年間の運転資金は江蘇省衛生庁が支援することとなっている。

本事業が実施された場合、当該施設により婦幼保健医療サービスの1次医療から3次医療サービスの一貫とした体制が構築され、保健行政における婦幼保健医療サービスの面及び医療従事者の人材養成の面で以下の効果が期待される。

- ① 江蘇省全土にわたる婦人と子供を対象とした保健医療サービスネットワークが構築され、各施設間のリファールシステムの円滑な運営を含め一次・二次・三次医療サービスが提供できる状態になる
- ② 婦幼保健医療施設における医療サービスの質的向上に伴い妊産婦、乳幼児・5才未満の死亡率を低下させることができる。
- ③ 婦幼保健医療に関する専門知識をもつ保健医療従事者の育成と近代的な機材で質の高い医療サービスが可能となる。
- ④ 新設される婦幼保健係員研修センター施設により、従来の医療従事者のレベルアップとより専門的な婦幼保健医療従事者の養成が可能となる。
- ⑤ 地方農村部の婦幼保健医療施設の人的・物的機能の強化・拡充により都市と地方の格差是正がなされ地域住民の安定した生活が保障される。

以上のように、本計画の実施によって多大な効果が期待でき、維持管理についても充分実現可能な計画内容であることから、本計画の実施は妥当であると判断される。

本計画の円滑な実施と調達機材の効果的かつ継続的な活用を果たすため、以下の通り提言する。

- 1) 本計画の対象施設の江蘇省婦幼保健院、婦幼保健係員研修センター及び市・県レベル婦幼保健所はそれぞれの所轄の省・市・県人民政府の監督のもとに運営され、その運営予算は総経費100%を所轄の行政部局からの年間予算にて賄われることとなっている。従って、毎年の収支状況を把握することにより適切な財政計画を図ることが肝要である。
- 2) 貧困層、とくに地方農村地域の婦人と子供に対する保健医療サービスの提供は本計画の重要な目的のひとつである。従って、本計画の実施により、市・県レベル婦幼保健所の医療施設の人的・物的の両面が強化・拡充されることから地方農村部への定期巡回、妊産婦・乳幼児の定期検診、流行感染症の早期対策、ハイリスク妊産婦の輸送等の実施監理計画をたて、早期実施が望ましい。
- 3) 市・県レベル婦幼保健所では、従来より地域内の下位の医療機関に従事する婦幼保健係員の教育・研修がなされていたが、今後は江蘇省婦幼保健係員研修センターの指導のもとに系統立った、計画性のあるカリキュラムを作成して実施する。
- 4) 調達機材のうち、X線撮影装置、カラードプラー超音波診断装置、人工透析装置、生化学分析装置等エレクトロニクス関連の医療・検査機材については製造メーカー／同代理店との保守管理契約(有償)を結び、その経費は病院運営上の資金計画にあらかじめ見込んでおく必要がある。
- 5) 新設の江蘇省婦幼保健院・婦幼保健係員研修センターは適切な人材の配置のために中央政府・衛生部の協力を得て、江蘇省のみならずひろく優秀な人材を募集することが望ましい。
- 6) 機材選定にあたっては可能な限り中国製の試薬、消耗品で対応できることを考慮して選定したが、一部調達機材の中に、その消耗品を輸入に頼らざるを得ないものもある。これらの消耗品・試薬等に関する入手経路の確保及びそのための財務計画を策定する必要がある。
- 7) 機材の耐用年数や経年劣化による機材更新に備える必要がある。
- 8) 医薬品、機材の部品・消耗品等の管理台帳などによる在庫管理の徹底遂行。
- 9) 施設・機材の経常的メンテナンスの実施のため、点検簿、修理台帳等を準備して記録を残すことにより、保守管理を有効に行う。
- 10) 本計画の実施効果、問題点を明らかにするため、各施設の活動実施状況を定期的に日本側に提出することが望まれる。

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

...the ... of ...

中華人民共和国 南京母子保健医療機材整備計画

序文	
伝達状	
位置図／透視図／写真	
要約	
第1章 要請の背景	4
1-1 要請の経緯	4
1-2 中国における婦幼保健医療の開発の歴史と現状の問題点	5
1-3 要請の概要	6
第2章 プロジェクトの周辺状況	7
2-1 婦幼保健医療分野の開発計画	7
2-1-1 上位計画	7
2-1-2 財政事情	11
2-2 江蘇省の医療の現状	11
2-2-1 江蘇省の保健医療施設	11
2-2-2 江蘇省の保健医療・予防衛生事情	13
2-2-3 江蘇省の医療制度の状況	14
2-2-4 江蘇省の医学教育・施設	14
2-2-5 江蘇省の疾病状況	15
2-2-6 江蘇省衛生庁組織及びその任務	16
2-3 江蘇省における他の援助国、国際機関などの援助計画及び国際交流	18
2-4 我が国の援助実施状況	18
2-5 プロジェクト・サイトの状況	20
2-5-1 自然条件	20
2-5-2 社会基盤整備状況	20
2-5-3 江蘇省婦幼保健センターの建設計画	21
2-5-4 市・県レベル婦幼保健所のサイトの状況	22
2-5-5 市・県レベルの婦幼保健所の現状	23
2-5-6 環境への影響	29
第3章 プロジェクトの内容	30
3-1 プロジェクトの目的	30
3-1-1 プロジェクトの目的	30
3-1-2 プロジェクト対象施設の役割	30

3-2 プロジェクトの基本構想	34
3-2-1 要請内容の確認	34
3-2-2 要請機材の検討	43
3-3 基本設計	57
3-3-1 設計方針	57
3-3-2 基本計画	58
3-4 機材設置予定施設	71
3-4-1 江蘇省婦幼保健センター施設	71
3-4-2 市・県レベル婦幼保健所施設	79
3-5 プロジェクトの実施体制	81
3-5-1 組織・役割	81
3-5-2 財務計画・予算	83
3-5-3 要員・技術レベル	88
3-5-4 本計画実施後の維持管理体制	90
第4章 事業計画	91
4-1 施工計画	91
4-1-1 施工方針	91
4-1-2 施工上の留意事項	92
4-1-3 施工監理計画	92
4-1-4 機材調達計画	94
4-1-5 実施工程	95
4-1-6 相手国側負担事項	96
4-2 維持管理計画	98
第5章 プロジェクトの評価と提言	100
5-1 事業効果	100
5-2 課題・提言	101
【資 料】	
1. 調査団員リスト	102
2. 調査日程	103

3. 協議議事録（1995年8月9日調印）	106
4. 協議議事録（1995年12月21日調印）	139
5. 江蘇省婦幼保健施設機材整備計画にかかる現地代理店調査報告	150
6. 水質、電圧変動、X線被曝状況等調査報告書	158
7. 市及び県レベル婦幼保健所の概要	164

第1章 要請の背景

1-1 要請の経緯

中国政府・衛生部は婦幼保健医療に関して1992年2月「90年代の中国児童発展計画の大綱」を策定し、90年代の中国における婦幼保健医療業務の主要な目標、具体的な戦術と施策を明確にした。

それによれば、中国全土の省、特別市、自治区は、積極的に婦幼保健医療の発展をはかり、妊産婦の死亡率、乳幼児・5歳未満の児童の死亡率の低減を目標に、婦幼保健医療サービスのための施設の増強並びにその質的な向上を目指し、また、農村部における予防を含めた保健医療サービスネットワークを広げて、2000年には全ての婦人・子供が診療を受けることができる医療体制作りを達成し、同時にまた国家的施策である家族計画“一人っ子政策”の定着を期し、婦人と子供の健康水準の向上を積極的に推進することとなっている。

本計画の対象地域である江蘇省は南京を省都とし、面積10.26万km²、人口69百万人を有する中国の中でも人口密度の高い省である。同省の婦人と子供に関する保健医療行政は、婦人科・産科・小児科の基本的診療を主とする婦幼保健所が全省の市及び県の各地域に配置しており、婦幼保健ネットワークが整備されている。婦幼保健医療の専門医療機関は全部で130ヶ所あり、約7,000名余りの専門の婦幼保健医療従事者が配備されている。

江蘇省衛生庁の調べでは、1993年の乳幼児死亡は約18千人、妊産婦死亡は約4百人、5歳以下の死亡は約23万人を数えるなど婦幼保健にかかる保健指標の状況はいずれも劣悪な状態を呈している。その対策として江蘇省衛生庁は同省の婦幼保健医療サービス体制の根本的な改革を行い、2000年までに妊産婦死亡率を50%以下、乳幼児死亡を30%削減すること等を目標としている。

かかる計画を実行するために、中国政府及び江蘇省人民政府は、南京市に婦幼保健医療の中心的役割を担う江蘇省婦幼保健センター（江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センターの2つの機関から成る）の建設計画を策定・実施した。同センターの建設工事は1995年春、約4.4千万元を投じ、南京市の西側地域の新興住宅開発区に建築面積1.9万平方米、300床を擁する同センター建設に着工、1996年夏には完成する予定である。また同時に、江蘇省全域を網羅する既存の市及び県レベル婦幼保健所を改修して地方の婦幼保健医療のネットワークを整備・構築し、江蘇省の都市、農村の全ての地域をカバーする婦幼保健医療サービス体制の確立に着手した。

(注) 中国における“婦幼保健”用語は、婦人の保健衛生に対し婚前から結婚、出産及び更年期に至るまでの婦人の一生の期間をケアの対象としている。日本で一般に使われている用語“母子保健”は婦人(母)に対するケアの対象期間はほとんど周産期の間に限られている。なお、幼児(子)の場合は胎児から学童に至るまでの期間のケアを対象としていることで中国と日本での用語の意味合いには差異は生じていない。

しかしながら、中国政府は江蘇省婦幼保健センター、及び本計画に関連する市レベル及び県レベル婦幼保健医療施設の運営に必要な医療機材の整備について、独力では行い得ない状況にあるため、今般我が国に無償資金協力を要請してきたものである。

1-2 中国における婦幼保健医療分野の開発の歴史と現状の問題点

中華人民共和国 建国以来、中国政府は、婦幼保健医療事業の近代的発展・開発のため、一連の方針、政策および法規を制定し、婦幼保健医療分野の発展に成果を収めてきた。建国後の10年間は、「新しい出産法、古い産婆の改善、助産教育の発展」のスローガンを積極的に提唱し、医・薬・看護等を修めた青年を農村や貧困地域に派遣等を実施し、近代的な保健医療の推進に努めた。こうした婦幼保健医療分野の活発な活動に支えられ、当時、婦幼保健医療機関は全国に4,800ヶ所にまで設置され、婦幼衛生行政の担当者の数は医療保健関連のうち多数を占める状況にあった。その後、医療政策の変更等により、特に1959年以降は婦幼衛生行政組織は減少し、1962年には全国の婦幼保健医療機関は最高時の半減の状況に至った。さらに、1969～72年文化大革命中には婦幼保健医療機関の多くが解体され、消滅或いは他の医療機関に編入され、婦幼衛生行政は重大な破局に直面した。その後1980年代に入り、再び婦幼衛生行政の見直しが行われ婦幼保健医療機関は徐々に回復、発展の傾向を示した。1991年末には、中国全土の県レベル以上の婦幼保健医療専門機関の数は3,221ヶ所にまでに回復した。

しかしながら、上述のように婦幼保健医療機関が他の人民病院や防疫機関等のように安定、かつ特色をもって発展できなかった最も大きな理由は、婦幼保健事業を保健分野と臨床分野の事業の二つに切り離し、婦幼保健所は主として保健・衛生分野を、婦幼の臨床(診療)分野を各人民病院・婦幼保健院・児童病院等に担当させる政策を取ったためとされている。1978年12月、文化大革命後の中国政府の「改革解放」の基本政策が施行され、保健事業も保健・衛生と臨床(医療)の総合対応方針に切り換えることとなり、これが婦幼保健医療事業の再度回復と発展の契機となった。特に、計画出産事業「一人っ子政策」の強化は、婦幼保健医療事業の急速な発展にその機会を提供した。

現在、未だ婦幼保健医療分野の専門機関は弱体であり、社会の一般的理解も小さく、かつ専門化の方向が明確化されていないため、とりわけ地方の県レベル、郷・鎮レベルの婦幼保健医療機関は一般的な衛生事業の一部と見なされることから、予防保健の予算は、年々増加してきたにもかかわらず、婦幼保健衛生機関への配分は少なく一層の発展の障害となっていた。

このような状況下で、中国の婦幼保健医療事業の一層の発展を図るうえで急務となることは国家レベルにおける同事業の指導機関の強化と地域における婦幼保健業務と婦幼専門の医療活動を総合的に実施する施設・組織の開発があげられる。

1-3 要請の概要

中国側の要請の概要は、婦幼保健医療サービスを系統的、専門的に提供できるネットワークを構築するための医療機材の調達である。

要請機材の内容は、基本設計調査期間中に中国側との協議・検討に加え国内解析を行ったもので、本計画の目的を完遂させるための最小限必要とされる診療、検査、教育・研修にかかる基本的かつ緊急性の高い必須な機材である。

要請機材の主なものは次の通りである。

配 備 先	主 な 要 請 機 材	品目数(組)
江蘇省婦幼保健院 婦幼保健係員研修センター		221(886)
1. 外来診療部用機材 婦人科、産科、 小児科、眼科 口腔・耳鼻咽喉科、 眼科	冷凍手術器、輸卵管通気装置、超音波診断装置、 胎児心拍検出器、産科用検診台、骨盤計、血圧計 各種発育測定器材、歯科ユニット、ENTユニット、 眼底カメラ、斜視・弱視治療器、等	48(233)
2. 病棟部 婦人科、産科、 小児科、ICU室、 人工透析室、 物理療法室	患者監視装置、酸素・吸引供給システム、新生児 モニター、分娩・手術台、保育器、黄疸測定器、 各種モニター(新生児、小児及び婦人用)、 ICUベッド、人工透析装置、各種治療器-超音波、 赤外線、紫外線、低周波、マイクロ波、運動機能 回復器、等	47(326)
3. 医療技術部 手術室、中央検査室、 機能検査室、放射線室	手術台、無影灯、麻酔器、高周波メス、人工呼吸器、 除細動装置、生化学分析装置、血ガス分析装置、 各種分光光度計、オートクレーブ、心電計、 カラードプラー超音波診断装置、500mmX線撮影装置、 乳房用X線装置、骨密度計、暗室用具一式、冷凍ミク ロトーム、自動染色装置、各種ファイバースコープ、 光源装置、各種顕微鏡、高圧蒸気滅菌装置、乾燥器、 等	97(246)
4. 研修部	人体解剖模型、各部位模型、研修室用VTR・TV装置、 パソコン、コピー機、等	15(15)
5. 宣伝・教育部	TVモニター、視聴覚機材、等	11(59)
6. 車両部	救急車、等	2(6)
7. その他	機材メンテ用機材	1(1)
市レベル婦幼保健所	歯科ユニット、ENT診療ユニット、黄疸測定器、 心電計、200mA透視撮影X線装置、冷凍手術器、 ビデオレコーダ、等	39(429)
県レベル婦幼保健所	血圧計、歯科ユニット、分娩台、200mA透視撮影X線 装置、滅菌器、顕微鏡、救急車、等	29(406)
合 計		289(1,721)

第2章 プロジェクトの周辺状況

2-1 婦幼保健医療分野の開発計画

2-1-1 上位計画

中国における婦幼保健医療事業は現在中国政府が各人民政府に通達した「90年代の中国児童発展計画の大綱」に基づき、全国の省レベルでは本大綱に沿った実行計画が策定されている。江蘇省においては「江蘇省衛生事業第八次五ヶ年計画」および「江蘇省十年計画構想・婦幼保健医療実施計画」が策定されている。以下にその概要を述べる。

(1) 90年代の中国児童発展計画の大綱の概要

中国政府・衛生部は、90年代の中国における婦幼保健医療業務の主要な目標、具体的な施策を明確にするための「90年代の児童発展計画の大綱」を定めた。

本大綱は、中国政府・国務院において婦女児童業務調整委員会が関連部門との調整のうえで策定、承認され、1992年2月に各関係機関に通達された。本大綱は中国の国民経済、社会発展10年計画及び第八次五ヶ年計画のなかの婦幼保健事業にとって重要な施策であると位置づけられ、本大綱を実施することが各関係機関に義務づけられた。また、国務院の婦女児童事業の機関が本大綱の実施を指導・監督すると同時に、実施のための資金援助を行うとしている。

本大綱では90年代に全国レベルで達成すべき婦女児童事業の目標を示し、省・自治区・直轄市等人民政府がそれぞれの実情に応じた実施計画をたて、その計画を経済・社会発展の全体計画の中に組み入れ実施に移すことを指示している。(尚、本大綱の訳文を参考資料-6(1)に添付した。)

1) 大綱の達成目標および対策手法の概要

本大綱に基づき各地方政府の実施機関が具体的な実施計画を立案するにあたっての達成すべき目標及びとるべき対策・方法などについて指針が唱われており、その主な項目、内容は以下の通りである。

人口・家族計画：

- ・ 10年後の平均人口自然増加率を12.5%以内に抑える。
- ・ 家族計画の意義と政策のPRと推進、出産適齢期の夫婦に家族計画に関する知識、技術等の指導、サービスを行う。
- ・ 1995年までに60%の県(市)において婚前検査の条件設備を図り、優生相談サービスを提供する。
- ・ 80%以上の省及び直轄市クラスの婦幼保健医療施設で先天性欠陥のスクリーニング能力を整備する。

婦幼保健医療と栄養：

- ・省人民政府および各クラス政府(市及び県人民政府)の婦幼保健医療事業の予算額の伸びが医療衛生事業総支出額の伸び率を上回るようにする。
- ・2000年には農村部における介助出産率を95%とする。
- ・2000年には出産出血による死亡を半分に減らし、この目標の実現に必要な要員の再訓練を実施し、質の向上を図る。
- ・さらに妊産婦の栄養指導、母乳育児の奨励、母乳代用品等の生産の向上と販売規制等の整備等について達成目標をたて、対策手法等を立案する。

生活と環境の質的向上：

- ・10年以内に給水施設を郷・鎮を単位として全国で4,500ヶ所に建設する。
- ・水源保護の強化、水質汚染を防止する、等。

基礎教育と識字教育：

- ・「教育は、社会主義現代化建設のために尽くし、生産のための労働と結び付けられたものでなければならず、徳育・知育・体育の全面で成長した労働者と後継者を育成する」という方針を徹底する。
- ・入学前教育を積極的に進める。
- ・「中華人民共和国義務教育法」および「非識字消滅事業例」を徹底させる。
- ・「分級学校設立、分級管理」の新体制をさらに整備する。
- ・教師養成教育を優先的に発展させ、教師の研修・レベルアップ事業を強化する。
- ・教学施設の建設を促進する。
- ・経済発展の遅れている地域あるいは少数民族地区における初等義務教育の普及および非識字の一扫を図る。

地域社会と家庭に対する支援活動：

- ・児童の心身の健康と調和のとれた成長に有益な社会・家庭環境を作り上げる。これに必要な対策として児童食品、玩具等の開発、映画、書物等の創作、開発を促進、児童の学校外教育・科学技術・文化・体育・娯楽等の活動場所の建設促進、家庭に於ける優生・優育・優教の基本知識の広報、普及活動の促進等。
- ・婦人は児童の発展と幸福のための鍵となる役割をはたすものとし、婦人の地位をさらに向上させる。

不遇な条件下にある児童の保護：

- ・都市においては健全な生育に関する社会保障制度の確立を奨励する。
条件の整った農村においては、一人っ子、女兒の父母にたいする養老保険を推進し、生育・就学・就職時の性別による差別を段階的に解消する。
- ・障害児の早期診断・看護・リハビリテーション及び教育事業を強化する。
- ・離別家庭の児童の保護と教育、片親家庭の児童のための良好な家庭環境作り

援助をする。各省の児童福祉事業施設に対し補助を行い、福祉院などの整備を図る。

- ・ 経済発展の遅れている地域の児童の生存・保護・発展に対し特別な援助を行う。

児童の権益の保護：

- ・ 全国人民代表大会常務委員会で批准された「児童権利公約」を確実に実施する。
- ・ 「中華人民共和国未成年者保護法」など児童の権益の保護に関する法律・法規を確実に実施する。

優生・優育・優教：

- ・ 優生・優育・優教に関する科学的知識の広報・普及を行い、児童の質を高める。

(2) 江蘇省衛生事業第八次五ヶ年計画および江蘇省十年計画構想・婦幼保健医療実施計画の概要

江蘇省は中国政府が通達した「90年代の中国児童発展計画の大綱」および第七次五ヶ年計画期間中に得られた当該分野における成果の評価に基づき「江蘇省衛生事業第八次五ヶ年計画」および「江蘇省十年計画構想・婦幼保健医療実施計画」を策定し、婦幼保健医療分野における新たな目標、発展戦略、指導方針および対策等を示した。同計画の主な概要は次の通りである。(尚、同計画の訳文を参考資料-6(2)に添付した。)

1) 婦幼保健医療分野の現状の評価と問題点

江蘇省の現在(1992年)の人口6,760万人余りのうち0~6歳の児童は780万人、16歳以上の女性は2,480万人余り、人口出生率は20.52%で、婦幼保健医療機構数は医科大学付属病院、各総合病院、市級の婦幼保健所、県級婦幼保健所等合計115ヶ所、および郷鎮衛生院、村衛生室は35,239ヶ所あり、全省における婦幼保健医療の事業は優生・優育を中心として、婦人保健業務、妊産婦保健業務、児童保健業務、家族計画指導業務などを実施している。

これまでの婦幼保健医療業務の改善の成果として、江蘇省の婦幼保健医療業務に関する主要指標は次のような結果となっている。

- ・ 乳児死亡率は28%前後であり、全国平均水準に近い。
- ・ 妊産婦死亡率は全省統計では1万人当たり5~6人。
- ・ 全省の妊産婦システム保健管理のカバー率は40%前後。
- ・ 児童システム保健管理カバー率は35.7%前後。

一方、婦幼保健医療業務の現状が、社会経済発展状況および住民のニーズに必ずしも適応していない面も指摘されている。主な問題として、

- ① 同業務は所轄の人民政府のなかでその重要性が正当に評価されていない、
- ② 省北部の一部の地域では入院分娩率が低く、児童保健の業務の制度化・標準化が遅れている、
- ③ 一部の郷鎮企業では女子労働者保護対策が不十分である

等の問題点があげられている、さらに施設面でも江蘇省には独立した省クラスの婦幼保健医療センターがなく、市・県レベルの婦幼保健所内の整備状況が不十分であること、婦幼保健医療従事者の数も衛生部の示す基準職員数を下回っている等の問題があげられている。

2) 同計画の戦略目標と主要な指標

上記 1) で示す同省内の婦幼保健医療の実情および評価を踏まえ、江蘇省は中央政府が通達した「90年代の中国児童発展計画の大綱」に沿い、かつ江蘇省の衛生事業全体発展の目標に基づき、2000年までに同省の人々が適切な衛生保健医療サービスを受けることができ、基本的に一定の健康水準に到達できることを目標にかかげ、本計画の主要な戦略目標・指標及びその対策を作成した。その概要は次の通りである。

主な目標・指標：

- ・ 1995年に乳児死亡率を1990年をベースとして10～15%引き下げる。
- ・ 1～4歳の児童死亡率を1995年までに20%、2000年までに10%引き下げる。
- ・ 妊産婦死亡率を1990年のベースから1995年までに15～20%、2000年までに更に10%引き下げる。
- ・ 周産期死亡率を1990年の数値を1995年までに10%引き下げ、2000年までに更に10%引き下げる。
- ・ 入院分娩率を1995年に都市部98%以上、農村部85%以上とする。2000年に都市部100%、農村部95%以上とし、新生児破傷風を基本的に消滅させる。
- ・ 妊産婦システム化された保健衛生保護率を1995年に70%、2000年には90%とする、等。

主な対策：

- ・ 婦幼保健医療機構をより一層整備する。
- ・ 婦幼保健医療業務の改革を進め、婦幼保健医療保障責任制をより一層完備・推進し、有償サービスと無償サービスを連携させるサービスのカバー率を高める等。
- ・ 婦幼保健医療の宣伝・教育の強化。

- ・ 婦幼保健医療協力プロジェクト実施県の業務経験の積極的普及を図る。
- ・ その他婦幼保健医療業務に携わる職員の増加、質的向上、業務管理の改善、同分野への投入資金の増大などの対策が盛り込まれている。

なお、本計画による新設の江蘇省婦幼保健センター及び市・県レベル婦幼保健所の機材整備の実現は、江蘇省における第八次五カ年計画及び婦幼保健医療実施計画の保健行政に直接に貢献するものである。

2-1-2 財政事情

江蘇省の一般的経済状況は、1993年の数値でGDP(国内総生産)2,754億元であり中国全土の約9%である。これは、全国30の省・特別市・自治区のうち広東省に次いで二番目、一人当たりのGDPでは、3,954元(約686米ドル、中国平均460米ドル)で北京、上海、天津、広東、遼寧省、浙江省に次いで7番目に位置し揚子江と運河による広大な耕地を持つ、中国では豊かな省である。昨今の改革・解放政策の積極的な展開により、江蘇省においても海外からの投資が目覚ましく、特に江南地域-蘇州市、無錫市、南京市等の二次産業分野の発展は著しい。

本計画は、江蘇省の重大プロジェクトのひとつとして位置づけられており、プロジェクトにかかる費用は全て所轄の人民政府(省・直轄市・県人民政府)によって賄われることになっており、対象施設に要する費用については既に各人民政府の保健・衛生分野の予算に計上するようになっている。

なお、本計画のうち江蘇省婦幼保健センター建設プロジェクトの財務計画は江蘇省人民政府の重大プロジェクトに指定され、中央政府から承認された計画であり、建設投資額は約4,400万元で江蘇省人民政府から拠出されており、95年6月より建設が着工、96年7月建物竣工の予定で現在建設中である。本計画実施後の財務計画として、同センターは、開院当初の開業費として中央政府1,600万元、衛生部400万元、江蘇省財政局1,000万元、江蘇省衛生庁200万元が拠出されることが確定している。また、本計画対象の全ての施設の年間の運営費用については、原則的に総計費をそれぞれが管轄する省・市・県レベル人民政府の年間予算に組み込まれ賄われることになっている。

2-2 江蘇省の医療の現状

2-2-1 江蘇省の保健医療施設

江蘇省における各種医療衛生施設の総数は、1993年現在で12,074ヶ所である。病院ベッド数は17.33万床、1,000人当たり平均2.5床である。医療機関のうち、県および県クラス以上の病院が486ヶ所、漢方医院(中医医院)が78ヶ所、各種専門医院が119ヶ所、郷・鎮診療所が1,965ヶ所ある。国家或いは集団が経営する医療機構以外に、若干の個人診療所がある。全省の衛生従事者は30.20万人で、医師は10.35万人、1,000当たり平均1.53人

である。江蘇省の医療施設及びその従事者数等概要は次表の通りである。

江蘇省医療施設数、ベッド数及び人員構成（1993年）

	実 数				構 成（100%）			
	施設数	ベッド数	要員数（人）		施設数	ベッド数	人 員 数	
			計	衛生技術員(人)			計	衛生技術員(人)
総 計	12074	173280	302036	234426	100	100	100	100
市	8086	117540	207075	157839	66.97	67.83	68.56	67.33
県	3988	55740	94961	76587	33.03	32.17	31.44	32.67
病 院	2483	152872	224202	175205	20.56	88.21	74.23	74.74
県及び県以上の病院	486	89439	133406	99270	4.03	51.61	44.17	42.35
区、郷(鎮)衛生院	1965	62247	88778	74330	16.26	35.92	29.39	31.71
その他の病院	32	1186	2018	1605	0.27	0.68	0.67	0.68
療 養 所	36	7273	2984	1300	0.30	4.20	0.99	0.55
問 診 所	8867	7498	39736	35917	73.44	4.33	13.16	15.32
専 科 防 治 所	120	1677	2843	1979	0.99	0.97	0.94	0.84
衛 生 防 疫 機 構	141	278	8793	6770	1.17	0.16	2.91	2.89
婦 幼 保 健 医 療 機 構	117	101	2186	1721	0.97	0.06	0.72	0.73
薬 品 実 験 機 構	75	-	899	673	0.62	-	0.30	0.29
医学科学研究機構	18	552	1683	1016	0.15	0.32	0.56	0.44
高等医学教育機構	10	-	7859	3326	0.08	-	2.60	1.42
中等医学衛生学校	83	-	3903	1316	0.69	-	1.29	0.56
その他衛生事業機構	124	3029	3793	2048	1.03	1.75	1.26	0.87

出典：「江蘇省衛生年鑑」1994年版

2-2-2 江蘇省における保健医療・予防衛生事情

江蘇省の都市及び農村の全域にわたる保健医療・予防衛生に関する施設のネットワークは、江蘇省・衛生庁の指導のもとで、組織的に第1級、第2級及び第3級の3つの階級（3級ネットワーク）の施設で構築されている。

1) 都市におけるネットワークは、省及び市レベル病院（総合病院、医科大学付属病院、専門医院を含む）、区病院、街道診療所で構成される。

街道診療所は第1級（下級）の施設で、所在する区域の住民の一般的な病気の診療を担っている。老年の病人、慢性病患者には家庭での看護を指導し、予防保健、免疫等のサービスを計画し、実施する。また、街道住民委員会と共同で環境衛生と計画出産などの普及活動をおこなっている。

区病院は第2級（中級）の施設で、都市の医療機構の要であり、主に区内の住民の保健医療と予防衛生業務を担い、下級施設の街道診療所の職員の業務指導と訓練を行っている。

市級の病院は第3級（上級）の施設である。一般に規模が大きく、その地域のリファーマル病院であり、かつ臨床教育任務を担っている。病床は主に400～600床で、一部は800～1,000床に達している。臨床部門は設備が整い、技術力が比較的しっかりし、近代的医療設備を備え、診療治療を担い、難病の重症人を救い、専門科の病人を収容治療し、地区、県病院からの転院、立会診療、技術指導と人材訓練の任務を担当する。

2) 農村の3級ネットワークは、農村の行政区画、地理的環境、住民の分布状況等に基づいて行政単位の県、郷・鎮、村に一カ所づつ次の第1級、2級及び3級の施設を設置し住民の便宜を図っている。

① 第1級は村の診療所である。全省には36,000の村があり、それぞれ1ヶ所の村診療所が設置されている。同所には2～3名の基礎訓練を受けた保健衛生従事者（郷村保健医）がおり、農村の一般的な病気、多発する病気の診療を行う。また、同所の上位組織である郷鎮診療所の医師の指導のもと、計画的予防接種および各種予防保健衛生業務に携わり、同時にまた婦人・児童の保健任務をも担当している。

② 第2級は郷鎮診療所である。全省には1,981の郷鎮があり、全ての郷に診療所がある。同診療所のうち地理的条件、交通の便、施設の設備条件の比較的よい、技術力のあるところを選んで中心診療所と位置づけ一定の区域の技術指導センターとしていくつかの郷鎮診療所では解決できない難病を主に収容し治療を施している。郷鎮診療所は一般の病気、多発する病気を治療し、救急診療をおこなうことができる。

③ 第3級は病院である。全ての県には少なくとも総合病院（県人民病院）1ヶ所、漢方医院1ヶ所がある。県人民病院の業務部門の設備は比較的整い、一定の医療設

- 備、200～300床のベッドがあり、各系統の難病の重症患者を診断し治療できる。
- 3) この他、各県には更に衛生防疫所、母子保健所、衛生学校、薬品検査所などがある。一部の県にはまた専門医院がある。県級医療衛生機構とは全県の疾病対策予防センターと末端衛生要員の訓練拠点である。
 - 4) 江蘇省では、省、市、県、郷、村の各級で比較的健全な疾病予防に関する機構ができており、全省では省級が1ヶ所、市級が2ヶ所を含め計141ヶ所の衛生防疫所がある。
 - 5) また、2000近くの郷鎮診療所の防疫保健科があり、各地に分布している村の診療所も疾病予防の任務を担っている。
 - 6) 婦女と児童は江蘇省の総人口の3分の2を占めている。全省の婦幼の専門保健機構は130ヶ所あり、うち省クラスの施設は省婦幼保健院と婦幼保健係員研修センター、市級の母子保健院が7ヶ所、産婦人科病院7ヶ所、小児病院2ヶ所、市レベル病院11ヶ所、県（区）級婦幼保健所101ヶ所、児童病院3ヶ所等がある。各総合病院（省・市・県人民病院）には婦人科、小児科があり、郷鎮（街道）診療所にも産婦人科があり、全省に婦幼保健活動に従事するスタッフ陣を作り上げた。

2-2-3 江蘇省の医療制度の状況

現行の医療制度は、国家機関、科学技術、文教、衛生、体育系の労働者および大、中、小学教師および大学生が公費医療制度を受けられ、各種企業労働者は労働医療制度を受けられる。公費医療制度の経費は主に中央および地方の各級の財政から支払われ、加入者個人は少額の費用を負担する。労働医療制度の経費は企業の利潤から支払われ、個人も少額の費用を負担する。大部分の農村地区は農民の任意を原則とした合作医療制度を実施している。これは農民を対象とする医療制度で、農民が相互補助協力の精神を発揮し、合作団体と個人が共同で資金を調達するものである。合作医療制度に参加する農民は一定の基金を納めると、医療費が一定程度減免される。減免の程度には主に各地の集団経済の力量と民衆の生活水準に依り、討論し決定する。目下江蘇省が合作医療を行っている村は全村数の70%以上を占め、自費医療の農民は徐々に減少している。なお、最近では一部の郷・鎮地区で農業に代わって工業が発達したところでは、その工業に関連する工場で働く農民も労働医療制度を設立している状況にある。

2-2-4 江蘇省の医学教育・施設

江蘇省には現在医業大学が10校あり、うち中国薬科大学、蘇州医学院、南通医学院、南京鉄道学院、南京大学医学院を含む中央の部所屬が5校、省所屬が5校ある。それらは南京医学院、南京中医学院、徐州医学院、鎮江医学院、揚州医学院である。これらの学校は臨床医学、予防医学、基礎医学、口腔学、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、精神病、栄養と食品衛生、看護、医学検査、麻酔、漢方、漢方薬、西洋薬、鍼灸、漢方養生リハビリ科

を設置し、全省のために大量の高級医学人材を養成した。在校生は約12,000人である。

また、中等の診療学校19ヶ所があり、各市に分布している。主に中級の医薬要員を養成し、在校生は17,000人である。医薬人材を農村に向かわせるため、わが省は指向募集、指向養成、指向分配の方法を実行し、農村の郷鎮診療所は大量の中等衛生技術人材を送り出している。同施設及び学生数は以下の通り。

江蘇省医学衛生教育施設・学生数（1993年）

	施設数	学 生 数 (人)	
		計	衛生技術員
総 計	93	11762	4642
中等医学衛生教育施設	83	3903	1316
衛生学校	18	1911	618
中医(薬)学校	2	162	55
中等職業衛生技術学校	23	893	264
衛生進修学校	39	928	379
内:県衛生進修学校	26	612	263
その他	1	9	-
高等医薬衛生教育計	10	7859	3326
医学院	7	5478	2375
薬学院	1	1315	425
中医学院	1	934	454
職工医学院	1	132	72

出典：「江蘇省衛生年間」1994年版

2-2-5 江蘇省の疾病状況

1993年の江蘇省の都市部及び農村部の入院患者の疾病状況を次表に表した。

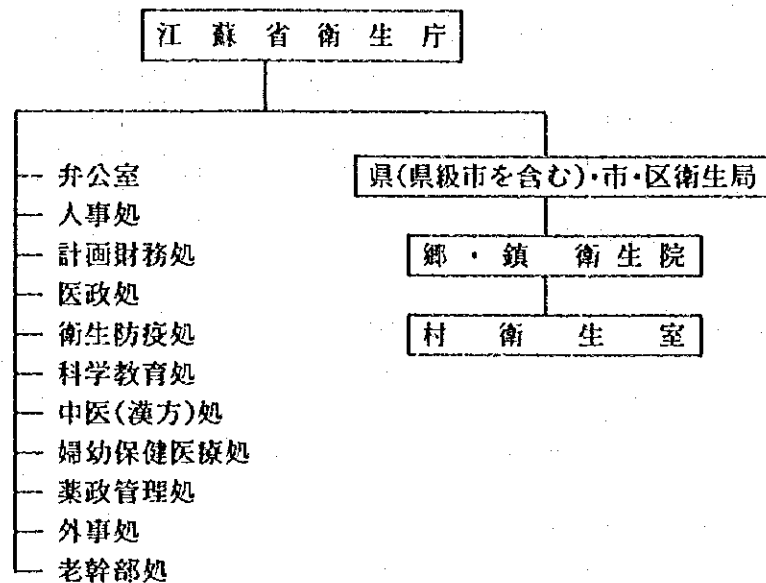
入院患者の十大疾病傾向についていえば、消化器系、呼吸器系、腫瘍、循環器系が高く、他の先進諸国と同様の傾向を示してきている。尚、妊娠・分娩、産褥の周産期疾病が非常に高い状態にあることは注目すべきことである。

江蘇省の入院患者の十大疾患(1993年)

都市部の病院		農村部の病院	
疾病名称	疾病構成%	疾病名称	疾病構成%
1 消化器系疾患	16.77	消化器系疾患	17.48
2 呼吸器系疾患	15.98	呼吸器系疾患	14.96
3 外傷と中毒	12.26	外傷と中毒	14.85
4 妊娠、分娩、産褥疾患	11.51	妊娠、分娩、産褥疾患	14.22
5 腫瘍	9.92	腫瘍	8.22
6 循環器系疾患	8.86	循環器系疾患	7.41
7 泌尿生殖器系疾患	6.18	泌尿生殖器系疾患	6.85
8 伝染病	4.55	伝染病	4.75
9 眼病	2.43	眼病	2.16
10 皮膚疾患	2.35	皮膚疾患	1.37
十大疾患合計	90.81	十大疾患合計	92.27

出典：「江蘇省衛生年間」1994年版

2-2-6 江蘇省衛生庁組織及びその任務



衛生行政機構は各階層に応じて設置され、それぞれ省、市、県(市、区)、郷(鎮)人民政府に所属し、各管轄区域内の衛生行政管理事業に従事する。

江蘇省衛生庁は省政府が主管する全省の衛生事業の行政指導機関としての役割を持ち、

衛生事業方針政策の実施、病気の予防と治療事業の展開、ひとびとの健康水準の向上、社会の近代化のために貢献する任務持っている。

主要な任務：

1. 医薬衛生事業の方針・政策・法規の実行。
2. 衛生事業の経費予算と決算の編成、経費指標の分配、医療衛生機関の料金徴収基準の制定と管理、県以上の衛生機関の基本建設計画の編成と管理。
3. 予防を主とする方針の貫徹、衛生保健・疾病予防・治療計画の制定、衛生宣伝教育の実行、愛国衛生運動の展開、住民の健康を大きく害する疾病の予防・治療事業、工場衛生及び職業病予防・治療の事業、港湾・空港での国境衛生検疫。
4. 環境・労働・飲料水・食品(輸入食品を含む)・学校・放射線衛生の行政管理を行う。国の公布した衛生標準に基づく衛生監視・測定組織、衛生監督の実地。
5. 都市・農村衛生機関の設置および事業管理方法の検討および制定、関連部門と合同しておこなう衛生技術幹部の昇級、組織の管理および衛生着技術人員の給与基準。
6. 医学遺産の継承と発展、漢方薬事業の積極的発展、漢方と西洋医学を結合する事業の展開。
7. 婦人・児童衛生保健事業の展開、婦人・児童の健康を大きく阻害する疾病の予防・治療、計画出産の技術的事業の展開、出産育児知識の普及。
8. 医学教育の発展、医学・衛生の人材の育成、高・中等医学教育および研修教育計画の編成、規定や制度・教育計画実行の検査と督促。
9. 全省の医科学研究計画の制定、医薬衛生・科学研究事業の管理、成果鑑定および普及の組織、学术交流の促進。
10. 国が公布した薬品・バイオ製品・血液製剤標準の実施監督、省が公布する薬品基準の審査と制定、薬品製造・供給および使用に対する品質管理の実施、新薬の臨床試験実施・鑑定および認可、麻酔薬・毒薬・精神薬剤の管理、偽造低品質薬品の取り締まり。
11. 対外衛生事業。関連部門と合同で行う国際的医薬衛生化学技術交流および協力。対外援助医療チームの組織・派遣および管理。
12. 省レベル機関の幹部の保健事業。公費医療の管理。
13. 医療衛生の辺境支援、徴兵・新入社員身体検査などの事業。
14. 庁直属の医療・衛生・薬学検査・医学教育および科学研究組織の管理。

2-3 江蘇省における他の援助国、国際機関などの援助計画及び国際交流

- (1) 江蘇省を対象とした他の援助国、国際機関等の援助内容は1989年及び94年に国連児童基金(ユニセフ)と国連人口基金が全国を対象に「中国婦幼保健医療基礎強化、計画出産率仕プロジェクト」を実施した。江蘇省では、響水県、浜海県、阜寧県、准陰県、及び豊県の5つの県が本プロジェクトに参加した。援助の概要は、中国東部及び太平洋沿岸地域における婦幼保健医療の関する改善計画であり、設備、人材育成、プロジェクト経費などの面を通じて、県、郷、村レベルの婦幼保健医療要員の能力アップと地域住民の参加による保健意識の向上、妊産婦、新生児死亡率の低下及び婦人と児童の健康水準向上をはかるものである。
- (2) 江蘇省の医学・衛生分野の対外交流は、79年から93年の間に786組、延べ5,600人の関係者が南京を訪れ、江蘇省からも毎年多くの医師と研究者を海外に視察、学術講演、研修、国際会議出席している。うち、外国部門が約100組、延べ500人、国際会議出席が延べ160人、研究・学習が延べ380人である。尚、日本との交流は愛知県、福岡県及び大阪府との間に衛生及び医学方面との合作を広げ専門交流関係をもち、相互にスタッフおよび学術交流を行い、医療衛生事業の発展と医療技術の向上に積極的な役割を果たしている。
- (3) 江蘇省は第3世界の国々に医療チームを派遣する任務を担っており74年以来、タンザニア、マルタ、イラン、ケニア等へ医療スタッフ延べ500余人を派遣している。

2-4 我が国の援助実施状況

我が国が中国に対して行った保健医療分野での協力は後述の通りであるが、中国に対する経済協力は、有償資金協力、無償資金協力および技術協力のいずれの形態においても極めて順調に進展してきた。有償資金協力については、1979年以後1994年度までに総計1兆5,394億円に達している。無償資金協力は、1980年度以後1994年度までに総計956.68億円、技術協力は1978年度以後1994年度までの総額714.71億円となっている。1987年以降(91年を除き)中国は、我が国二国間ODA第2位の受取国であったが、93年、94年は最大の受取国となった。また、中国にとり我が国DAC諸国中最大の援助国である(93年実績、シェアは60.2%)、無償資金協力としては農業、医療、環境、人造り中心に協力を実施しており、1980年度以降「中日友好病院建設計画」(160億円)、「日中青年交流センター建設計画」(101.1億円)、「肢体障害者リハビリテーション研究センター」(33.8億円)等を実施してきた。1994年度も「日中友好環境保全センター設立計画(IV)」等上記4分野を中心に協力を行っており、文化無償、草の根無償についても多くの案件を実施している。

技術協力としては、農業、工業、経営管理、保健医療等の広範な分野で研修員の受入れ(1994年度累計5,537人)や専門家の派遣(1994年度末累計2,889人)及び各分野での開発調査が行われている。

表Ⅲ-15 我が国の対中国ODA実績

(支出純額、単位：百万ドル)

暦年	贈		与	政府貸付		合計
	無償資金協力	技術協力	計	支出総額	支出純額	
90	37.82(5)	163.49(23)	201.31(28)	538.47	521.71(72)	732.02(100)
91	56.61(10)	137.48(23)	194.09(33)	423.67	391.21(67)	585.29(100)
92	72.05(7)	187.48(18)	259.53(25)	871.27	791.23(75)	1,050.76(100)
93	54.43(4)	245.06(18)	299.49(22)	1,189.06	1,051.19(78)	1,350.67(100)
94	99.42(7)	246.91(17)	346.34(23)	1,298.46	1,133.07(77)	1,479.41(100)
累計	594.38(6)	1,434.25(15)	2,028.65(22)	7,681.76	7,247.19(78)	9,275.82(100)

(注) ()内は、ODA合計に占める各形態の割合(%)

出典：「我が国の政府開発援助」外務省経済協力局編、1995年

無償資金協力及び技術協力による保健医療分野での実績は、以下の通りである。

(単位：億円)

無償資金協力		技術協力												
年度	協力内容													
80年度	中日友好病院建設計画(詳細資料4.30)	保健医療分野におけるプロジェクト方式・技術協力 ・中日友好病院 81.11-92.10 ・肢体障害者リハビリテーション研究センター 86.11-91.11 ・中日医学教育センター 89.11-94.11 ・ポリオ対策 91.12-96.12 ・天津医薬品検査技術93.11-98.11 JICAの研修生の受入れ、専門家の派遣(保健医療分野) 93年度於保健医療分野実績 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>研修員受入</td> <td>専門家派遣</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>13人</td> <td>66人</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>8人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21人</td> <td>75人</td> </tr> </table>		研修員受入	専門家派遣	新規	13人	66人	継続	8人	9人	計	21人	75人
	研修員受入		専門家派遣											
新規	13人		66人											
継続	8人		9人											
計	21人		75人											
81年度	中日友好病院建設計画(1/3期)(23.20)													
82年度	中日友好病院建設計画(2/3期)(64.80)													
83年度	中日友好病院建設計画(3/3期)(72.00)													
85年度	肢体障害者リハビリテーション研究センター整備計画(1/2期)(13.60)													
86年度	肢体障害者リハビリテーション研究センター整備計画(2/2期)(20.20)													
87年度	ウルムチ市水磨溝温泉療養院機材整備計画(5.00)													
88年度	四川省第二人民医院機材整備計画(4.91)													
89年度	上海市第六人民医院機材整備計画(16.08)													
90年度	ペーチュン医科大学機材整備計画(26.00) 国際和平婦幼保健院機材整備計画(1.57)													
92年度	中日医学教育センター附属病院医療機材整備計画(5.83)													
93年度	ポリオ撲滅計画(1/3期)(2.37)													
94年度	天津代謝病防治センター機材整備計画(5.04) ポリオ撲滅計画(2/3期)(2.02) チベット結核病治療センター機材整備計画(7.09) ワクチン接種体制整備計画(1.43)													

出典：「我が国の政府開発援助」外務省経済協力局編、1995年

2-5 プロジェクト・サイトの状況

2-5-1 自然条件

本プロジェクトの対象地域、江蘇省は中国東部沿海に位置し、東に黄海を臨み、北部と西南部は山に抱かれ、その他は水系が縦横にはりめぐらされた平原である。長江(揚子江)が東西に横切り、大運河が南北を突き抜けている。全省の面積は、10.26万km²、人口は6,967万人で、人口密度は中国各省のトップである。11の省直轄市、40の県、24の県級の市がある。省都は南京にある。江蘇省は中国のなかでも経済が比較的発展しており、国民総生産額でも中国国内では上位にある。江蘇省婦幼保健センター(江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センター)の建設地である南京市の人口は、520万人を有する同省最大の都市である。南京と地方の直轄市及び県との交通は高速道路と鉄道で結ばれている。

気候的には、黄海に面し、日本の気候に似て四季の変化に富む温暖系気候であるが夏の猛暑は有名であり、湿度が高く、時には40℃を越える日もある。江蘇省南京市の年間平均気温は16~17℃で、最も暑い7月の平均気温は、30℃以上、最も寒い1月で平均気温3℃以下、年間平均降水量は、800mm前後で6月に最も多く降る梅雨の形態をなしている。

平均気温の過去3年間のデータは以下の通りである。

(単位：℃)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1992	2.5	5.7	7.5	15.7	21.2	28.3	33.9	26.8	22.7	15.4	9.5	5.7
1993	1.2	5.9	8.8	15.3	19.0	25.0	30.8	25.5	23.0	16.9	10.3	3.7
1994	3.4	4.4	8.8	16.1	28.4	24.8	30.5	29.1	23.5	16.8	13.0	6.7

2-5-2 社会基盤整備状況

江蘇省全体として直轄市及び県(県級市を含む)の中心部の道路、電気、上下水道、ガス、通信等のインフラは整備されつつある状態であり、本計画の対象サイトは市及び県の中心地にあることからインフラ上の問題は生じない。特に江蘇省婦幼保健センター建設地である南京市鼓楼区、中保分区は、南京市のほぼ中央の中央路、中山路、北京西路、北京東路、中山北路の交差点より西へ約4Km車で15分程に位置する開発区で、将来10万世帯の住民地域となる。西面道路(経四路)及び排水は整備されているが東面道路、上下水道及び排水路、電気通信等の完備は建物完成以前に出来上がる予定となっている。南京市の中心からのアクセスは付近にバス配車場があり、現在はまだないが建物完成(96年6月)までにバス路線を通す予定になっているので、南京中心部より20分、鉄道の南京駅からでも30分程度と交通の便も良い場所である。

2-5-3 江蘇省婦幼保健センターの建築計画

同センターの敷地は、南京市の鼓楼区内の中保分区ほぼ中央に位置し、龍江小区草場門路と経四路の交差点の東北側、塘庄二隊北側の窪地である。敷地総面積19,305平方メートル、東が西より約2メートル低いほぼ平坦な地形である。同センターの主要出入り口は西側道路(経四路)に面している。道路と建物の間には、上空に高圧電線110KVと35KVの2本が高さ14メートルで通っており、さらに将来220KVが引かれる計画がある。南京の規則で高圧線から水平距離で13メートル以上離れないと2階建以上の建物を建築できないため、道路から約65メートル区画の3分の1には広場、駐車場、駐輪場、緑化、水処理施設等を配置し高圧線から離れた東側区画の北側に9階建ての医療技術棟、病室棟に隣接して3階建の外来、急診、科学研究棟を配置している。それぞれの建物の大きさは次の通り。

・ 総敷地面積	19,305平方メートル
・ 総床面積	19,752平方メートル
病室面積	6,682平方メートル
外来診療・救急診療・医療技術棟	7,524平方メートル
研修・行政管理棟	4,057平方メートル
後方勤務・補助棟	1,489平方メートル

江蘇省婦幼保健センター建設工事状況は、'95年7月に着工、8月の現地調査時点では地盤改良を含む杭打工事が進められており8月末には約600本の杭打が完了していた。工期工程的には杭工事12月中旬を目途に外来棟(3階建)、病棟(10階建)、管理・研修センター棟(5階建)部分を終了させ、基礎工事'96年2月中旬、躯体工事'96年7月中旬、設備工事'96年10月末、内外装工事(線化、道路、汚水処理工事含む)'96年10月末に終了させ、'96年12月末までに検収作業を行い引渡し完了する予定である。

尚、工事進捗については本建設工事の設計施工整理担当の南京市企画設計院の高級エンジニアとの協議においても工期的には問題ないことを確認した。工程表は以下の通り。

工 程 表	'95 7月~12月	'96 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
杭工事	■													1995 7.1-12.30
基礎工事		■	■											1995 1996 12.15-2.15
躯体コンクリート工事			■	■	■	■	■	■						1996 1.15-7.15
内外装工事					■	■	■	■	■	■	■			1996 3.15-10.31
設備工事			■	■	■	■	■	■	■	■	■			1996 1.15-10.31
付帯、外構工事							■	■	■	■	■			1996 5.1-10.31
全工程検収												■	■	1996 11.1-12.31

2-5-4 市・県レベル婦幼保健所のサイトの状況

市及び県レベル婦幼保健所の社会基盤状況は、市・県で多少の差はあるものの同保健所が位置するところは地方都市の中心地でもあり、道路、水、電気、通信等基本的なインフラは施されている。

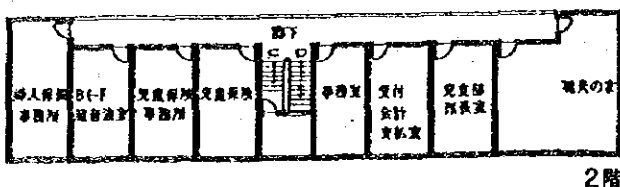
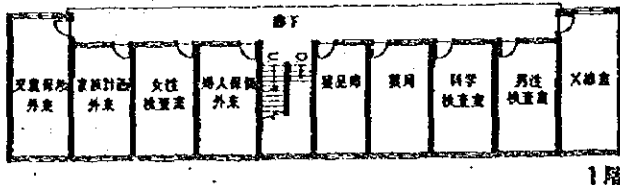
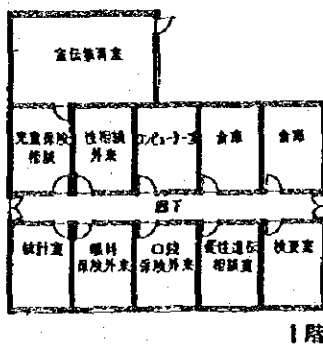
同保健所の施設の状況は、建屋が1950年代に建てられたものと、本計画によって最近になって改修・新設されたものと異なるものの建屋の大きさ、建築設備内容に関しては大差が無く2~4階建の場合の床面積1,100~2,800平方メートル、2階建の場合、床面積1,700平方メートル程度である。

市・県レベル婦幼保健所の典型的施設レイアウトは下図の通り。

市・県レベル婦幼保健所の典型的なレイアウト図

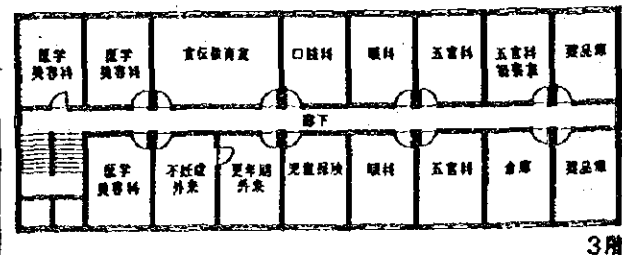
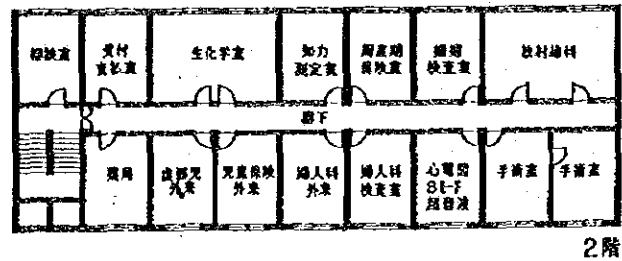
市レベル婦幼保健所:

南通市婦幼保健所 平面図



県レベル婦幼保健所:

江寧県婦幼保健所 平面図



2-5-5 市及び県レベルの婦幼保健所の現状

江蘇省の行政単位は、省直轄の市が11ヶ所と県(県クラス市を含む)が64ヶ所より構成されており、それぞれ市レベル及び県レベルの婦幼保健所が設置されている。

これらの婦幼保健所は市レベルのものは市人民政府、また県レベルのものは県人民政府に属する施設としてそれぞれの市あるいは県の衛生局がその運営、管理を行っているが、婦幼保健医療業務の技術的指導は省の衛生庁が行っている。なお、江蘇省婦幼保健センターが完成した場合には同センターが行うことになっている。

婦幼保健所としての任務は管轄地域内の婦幼保健医療業務、婦幼医療(外来医療)業務、下位の施設の要員の技術訓練(市にあっては県レベルの婦幼保健所に対する指導、県レベルの保健所は郷(鎮)衛生院および村の衛生室の婦幼保健医療要員を技術指導)等である。

各々の婦幼保健所には所長以下20~40名の要員が配備されており婦人保健科、児童保健科、計測生育科、医療技術科、保健教育科、管理事務室などをもち、更に人材の育成のための保健、診療の教育、訓練の講義室をもっている。

また、婦幼保健所の運営費については、運営費総額の約80~90%の所轄の人民政府・衛生局の予算で賅われており、残り10~20%を保健所の診療収入で賅っているのが実情である。例えば、直轄市のひとつの常州市の1994年の運営予算は市人民政府の予算が約80万元、診療収入が約20万元であった。そのうち、医療消耗品、医療機材の修理費等メンテナンスに当てられた費用は約6%、6万元程度であった。

尚、現地踏査による市及び県レベルの対象施設25ヶ所の概要は表2-2-5の通りである。

市及び県レベルの婦幼保健所の業務内容及び現有機材の状況がきわめて共通性が高く、次のようになっている。

① 婦幼保健医療業務

- ・ 婚前検査(婚前女性の健康検査と指導)
- ・ 妊娠の登録(母子手帳の作成等により妊婦の登録及び健康指導)
- ・ 児童の体位測定と記録・報告業務
- ・ 児童の知力測定と指導
- ・ 婦幼保健医療の普及、教育活動
- ・ 優生、優育指導等

② 婦幼医療業務(外来医療)

- ・ 婦人科の一般的疾患(膣炎、子宮頸管炎等)の診断、治療
- ・ 妊娠合併症(妊娠の高血圧症、黄疸等)の診断、治療
- ・ 乳房の疾患(乳腺疾患、乳腺葉状腫瘍、乳ガン等)の診断・治療
- ・ 小児、児童の一般的疾患(下痢、肺炎、貧血、クル病)の診断、治療
- ・ 虫歯、弱視・仮性近視の矯正、耳鼻咽喉科の疾病の診断治療等

③ 婦幼保健医療従事者の技術訓練

市レベルの婦幼保健所は県レベルの婦幼保健所、管轄地域の下位の医療施設である郷(鎮)レベルの衛生院、村レベルの衛生室の婦幼保健医療を担当する要員の技術訓練を行う。県レベルの婦幼保健所は市レベル婦幼保健所から修得した技術を管轄内の郷(鎮)レベルの衛生院、村レベルの衛生室の婦幼保健医療要員に対し訓練、教育を行う。

④ 現有機材の状況

婦幼保健所が保有している医療機材は、殆どが国産品である。機材の機種、数量ともに非常に少なく、同保健所が本来担っている保健・医療サービスの提供を妨げている。

主な現有機材:

- ・ 超音波診断装置(ポータブル型中国国産品のものが殆どであり、性能的には劣る。使用頻度が高く傷みが激しいものが多い。)
- ・ X線診断装置(中国製の簡易型(30mAあるいは100mA)を使用し透視診断を行っているが、老朽機械が多く、故障中のものが含まれている)。
- ・ 虫歯治療に使う中国製タービン装置があり、主に児童の虫歯の治療に用いられている。この装置が歯科関連の唯一の機材である。
- ・ 手術室・婦人診察室用機材
婦人科の外来診療台は中国製の簡易なものが1~2台あり、診療に用いられているが、手術台及び无影灯が整備されているところは少ない。
- ・ 耳鼻咽喉関連の診療機材が殆どみられず、基礎的診療が困難な状況にある。
- ・ 中国製の乳房冷光透照器で光の透過での乳房の腫瘍等の診断に用いられている。(日本で同機の普及度は低い。)
- ・ 臨床検査室には中国製の分光光度計、卓上型遠心器、顕微鏡等があるが、老朽機材が多く一部機材は故障中のものもあり、黄疸測定器、生物顕微鏡、滅菌器などの基礎的検査に対応出来る機材が必要な状況である。

現在、中央政府・衛生部は、全国における婦幼保健医療サービスの拡大・充実をはかるため、「90年代の中国児童発展計画の大綱」を発表し全国各地の婦幼保健医療サービスのネットワーク整備を提唱している。その具体策の中に既存の婦幼保健所の強化の必要性、重要性を掲げている。その方策として、従来婦幼保健所と婦幼保健院と別々な組織で運営されている市レベル婦幼保健医療施設の現況を統一して、より効果的な機能を施設への移行、県レベル婦幼保健所にあたっては従来外来診療、保健宣伝・教育活動に重

点が置かれた業務内容に加え、新たに20～30床の入院設備を設け、出産介護、入院診療が行える施設へと拡大発展を図り、婦幼保健院へと格上げされることが決められている。

尚、中国衛生部の基準として「婦幼保健医療機構の評価基準」(資料-9参照)が1995年に定められた。その基準は一級及び二級婦幼保健院の資格として施設が備えなければならない保健医療サービスの科・室、その規模、人員・設備等の詳細が定められている。

表2-2-5 対象プロジェクト・サイトの概要

市名	南京市婦幼保健所	鎮江市婦幼保健所	南通市婦幼保健所	揚州市婦幼保健所	徐州市婦幼保健所
監督行政府	南京市衛生局 江蘇省衛生庁	鎮江市衛生局 江蘇省衛生庁	南通市衛生局 江蘇省衛生庁	揚州市衛生局 江蘇省衛生庁	徐州市衛生局 江蘇省衛生庁
施設の位置付け	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所
推定人口	全市総人口: 約530万人 (内婦幼人口: 8340万人) (総人口/総面積 260/160万人)	全市総人口: 約262万人 (内婦幼人口: 8160万人) (総人口/総面積 52/34万人)	全市総人口: 約782万人 (内婦幼人口: 8470万人) (総人口/総面積 60/38万人)	全市総人口: 約937万人 (内婦幼人口: 8570万人) (総人口/総面積 47/31万人)	全市総人口: 843万人 (内婦幼人口: 8510万人) (総人口/総面積 142/86万人)
周辺関連医療施設	上位: 省人民病院、 南京市婦産医院 南京中興医院 南京市第一医院等 下位: 県婦幼保健所(5ヶ所) 郷(鎮)衛生院(18ヶ所) 村衛生室(1,741ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(4ヶ所) 郷(鎮)衛生院(101ヶ所) 村衛生室(1,336ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(6ヶ所) 郷(鎮)衛生院(278ヶ所) 村衛生室(4,778ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(10ヶ所) 郷(鎮)衛生院(334ヶ所) 村衛生室(4,442ヶ所)	上位: 市人民病院(4ヶ所, 2,900床) 下位: 県婦幼保健所(6ヶ所) 郷(鎮)衛生院(223ヶ所) 村衛生室(3,945ヶ所)
施設状況	設立: 1984年 建築床面積: 1,200m ²	設立: 1950年 建築床面積: 1050m ²	設立: 1952年 建築床面積: 1,035m ²	設立: 1953年 建築床面積: 1,067m ² (4階建)	設立: 1983年 建築床面積: 1,400m ² (6階建・エレベーター付)
職員数	20名(医療要員: 20名) 医員 3名、医士 10名、士 1名、技士 1名、技士 2名、技士 2名、技士 1名 保健師 13名、技士 0名	26名(医療要員: 21名) 医員 5名、医士 6名、士 2名、技士 1名、技士 2名、技士 3名、技士 2名 保健師 13名、技士 5名	35名(医療要員: 31名) 医員 12名、医士 11名、士 1名、技士 1名、技士 2名、技士 3名、技士 1名 保健師 12名、技士 4名	40名(医療要員: 37名) 医員 14名、医士 11名、士 2名、技士 2名、技士 3名、技士 3名、技士 3名 保健師 12名、技士 3名	33名(医療要員: 30名) 医員 13名、医士 12名、士 2名、技士 0名、技士 2名、技士 1名、技士 0名 保健師 12名、技士 3名

市名	常州市婦幼保健所	淮陰市婦幼保健所	無錫市婦幼保健所	塩城市婦幼保健所	連雲港市婦幼保健所
監督行政府	常州市衛生局 江蘇省衛生庁	淮陰市衛生局 江蘇省衛生庁	無錫市衛生局 江蘇省衛生庁	塩城市衛生局 江蘇省衛生庁	連雲港市衛生局 江蘇省衛生庁
施設の位置付け	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所	市レベルの婦幼保健所
推定人口	全市総人口: 約331万人 (内婦幼人口: 8200万人) (総人口/総面積 71/43万人)	全市総人口: 約1021万人 (内婦幼人口: 8615万人) (総人口/総面積 46/30万人)	全市総人口: 約428万人 (内婦幼人口: 8260万人) (総人口/総面積 96/58万人)	全市総人口: 約780万人 (内婦幼人口: 8470万人) (総人口/総面積 139/85万人)	全市総人口: 約356万人 (内婦幼人口: 8215万人) (総人口/総面積 56/35万人)
周辺関連医療施設	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(3ヶ所) 郷(鎮)衛生院(135ヶ所) 村衛生室(1,805ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(11ヶ所) 郷(鎮)衛生院(305ヶ所) 村衛生室(5,328ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(3ヶ所) 郷(鎮)衛生院(120ヶ所) 村衛生室(2,001ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(7ヶ所) 郷(鎮)衛生院(195ヶ所) 村衛生室(4,349ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 県婦幼保健所(3ヶ所) 郷(鎮)衛生院(97ヶ所) 村衛生室(1,997ヶ所)
施設状況	設立: 1995年5月 新施設完成 建築床面積: 1,641m ²	設立: 1987年、約1,000m ² 建築床面積: 1,000m ²	設立: 1956年 建築床面積: 1,800m ²	設立: 1986年(1992年設計) 建築床面積: 1,600m ²	設立: 1994年新築、 建築床面積: 1,740m ²
職員数	34名(医療要員: 30名) 医員 10名、医士 8名、士 2名、技士 2名、技士 4名、技士 2名、技士 2名 保健師 13名、技士 4名	19名(医療要員: 17名) 医員 6名、医士 4名、士 1名、技士 0名、技士 2名、技士 2名、技士 2名 保健師 12名、技士 2名	30名(医療要員: 28名) 医員 7名、医士 11名、士 1名、技士 1名、技士 3名、技士 2名、技士 3名 保健師 12名、技士 2名	14名(医療要員: 12名) 医員 4名、医士 3名、士 1名、技士 1名、技士 2名、技士 1名、技士 0名 保健師 12名、技士 2名	20名(医療要員: 17名) 医員 7名、医士 5名、士 1名、技士 1名、技士 2名、技士 1名、技士 0名 保健師 12名、技士 3名

市名	蘇州市婦幼保健所	江寧縣婦幼保健所	六合縣婦幼保健所	溧水縣婦幼保健所	高淳縣婦幼保健所
監督行政府	蘇州市衛生局 江蘇省衛生庁	江寧縣人民政府・衛生局 南京市婦幼保健所	六合縣人民政府・衛生局 南京市婦幼保健所	溧水縣人民政府・衛生局 南京市婦幼保健所	高淳縣人民政府・衛生局 南京市婦幼保健所
施設の位置付け	市レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所
推定人口	全市総人口：約571万人 (内婦幼人口：約345万人) (総人口/婦幼人口 106/65人)	県総人口：約75.1万人 (内婦幼人口：約55万人)	県総人口：68.1万人 (内婦幼人口：約42万人)	県総人口：40.4万人 (内婦幼人口：約27万人)	県総人口：約42.9万人 (内婦幼人口：約25.8万人)
周辺関連医療施設	上位：市人民病院 下位：県婦幼保健所(6ヶ所) 郷(鎮)衛生院(158ヶ所) 村衛生室(3,345ヶ所)	上位：県上位病院 下位：郷(鎮)衛生院(23ヶ所) 村衛生室(678ヶ所)	上位：県上位病院 下位：郷(鎮)衛生院(26ヶ所) 村衛生室(384ヶ所)	上位：県人民病院 下位：郷(鎮)衛生院(17ヶ所) 村衛生室(212ヶ所)	上位：県人民病院、 赤十字病院等 下位：郷(鎮)衛生院(21ヶ所) 村衛生室(298ヶ所)
施設状況	設立：1984年 建築床面積：1,200㎡	設立：1981年 建築床面積：1680㎡ (既設)11-1階/2/3階)	設立：1993年に新築 建築床面積：1,230㎡	設立：1992年(新築、5階建) 建築床面積：1,055㎡	設立：1980年建設 建築床面積：960㎡
職員数	23名(医療要員：21名) 医員 9名、医士 4名、技士 2名、技師 0名、 技士 2名、技師 3名、技師 1名 保健師・技師 2	36名(医療要員：29名) 医員 10名、医士 10名、技士 1名、技師 1名、 技士 2名、技師 3名、技師 2名 保健師・技師 7	16名(医療要員：13名) 医員 4名、医士 4名、技士 1名、技師 1名、 技士 1名、技師 2名、技師 0名 保健師・技師 3	18名(医療要員：16名) 医員 7名、医士 5名、技士 1名、技師 0名、 技士 1名、技師 2名、技師 0名 保健師・技師 2	20名(医療要員：18名) 医員 6名、医士 5名、技士 1名、技師 0名、 技士 1名、技師 3名、技師 2名 保健師・技師 2

市名	江浦縣婦幼保健所	江都縣婦幼保健所	興化市(県)婦幼保健所	泰興市(県)婦幼保健所	丹陽市(県)婦幼保健所
監督行政府	江浦縣人民政府・衛生局 南京市婦幼保健所	江都縣人民政府・衛生局 揚州市婦幼保健所	興化市(県)人民政府・衛生局 揚州市保健所	泰興市(県)人民政府・衛生局 揚州市保健所	丹陽市(県)人民政府・衛生局 鎮江市保健所
施設の位置付け	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所	県レベルの婦幼保健所
推定人口	県総人口：約29.0万人 (内婦幼人口：約12.4万人)	県総人口：約107.0万人 (内婦幼人口：約59万人)	市(県)総人口：約153.1万人 (内婦幼人口：約82.6万人)	市(県)総人口：約140万人 (内婦幼人口：約61万人)	市(県)総人口：約80.5万人 (内婦幼人口：約49万人)
周辺関連医療施設	上位：県人民病院、婦幼院等 下位：郷(鎮)衛生院(12ヶ所) 村衛生室(144ヶ所)	上位：県人民病院 下位：郷(鎮)衛生院(49ヶ所) 村衛生室(560ヶ所)	上位：市(県)人民病院 下位：郷(鎮)衛生院(47ヶ所) 村衛生室(1,260ヶ所)	上位：市(県)人民病院 下位：郷(鎮)衛生院(44ヶ所) 村衛生室(958ヶ所)	上位：市(県)人民病院 下位：郷(鎮)衛生院(29ヶ所) 村衛生室(508ヶ所)
施設状況	設立：1952年(5階建) 建築床面積：950㎡	設立：1993年 建築床面積：2,610㎡	設立：1951年 建築床面積：1,900㎡	設立：1953年(84年新築) 建築床面積：1,332㎡	設立：1950年(3階建) 建築床面積：1,500㎡
職員数	21名(医療要員：20名) 医員 7名、医士 4名、技士 1名、技師 0名、 技士 2名、技師 2名、技師 4名 保健師・技師 1	40名(医療要員：35名) 医員 6名、医士 12名、技士 1名、技師 2名、 技士 3名、技師 8名、技師 3名 保健師・技師 5	38名(医療要員：31名) 医員 8名、医士 7名、技士 2名、技師 2名、 技士 3名、技師 4名、技師 5名 保健師・技師 7	27名(医療要員：24名) 医員 6名、医士 7名、技士 1名、技師 1名、 技士 2名、技師 5名、技師 2名 保健師・技師 3	20名(医療要員：17名) 医員 5名、医士 4名、技士 1名、技師 1名、 技士 3名、技師 2名、技師 1名 保健師・技師 3

市名	銅山縣婦幼保健所	淮安市(縣)婦幼保健所	射陽縣婦幼保健所	贛榆縣婦幼保健所	如皋市(縣)婦幼保健所
監督行政府	銅山縣人民政府・衛生局 徐州市婦幼保健所	淮安市(縣)人民政府・衛生局 淮陰市婦幼保健所	射陽縣人民政府・衛生局 鹽城市婦幼保健所	贛榆縣人民政府・衛生局 連雲港市婦幼保健所	如皋市(縣)人民政府・衛生局 南通市婦幼保健所
施設の位置付け	縣レベルの婦幼保健所	縣レベルの婦幼保健所	縣レベルの婦幼保健所	縣レベルの婦幼保健所	縣レベルの婦幼保健所
推定人口	縣總人口: 172.3万人 (内婦幼人口: 8102人)	市(縣)總人口: 約120.0万人 (内婦幼人口: 878人)	縣總人口: 約102.0万人 (内婦幼人口: 874人)	縣總人口: 約98.0万人 (内婦幼人口: 826.8人)	市人口: 約145万人 (内婦幼人口: 883.3人)
周辺関連医療施設	上位: 縣人民病院 下位: 鄉(鎮)衛生院(28ヶ所) 村衛生室(538ヶ所)	上位: 縣人民病院 下位: 鄉(鎮)衛生院(29ヶ所) 村衛生室(589ヶ所)	上位: 縣人民病院 下位: 鄉(鎮)衛生院(27ヶ所) 村衛生室(531ヶ所)	上位: 縣人民病院 下位: 鄉(鎮)衛生院(26ヶ所) 村衛生室(620ヶ所)	上位: 市人民病院 下位: 鄉(鎮)衛生院(59ヶ所) 村衛生室(789ヶ所)
施設状況	設立: 1995年新築、 建築床面積: 1,520㎡	設立: 1986年 建築床面積: 1,776㎡(3階建)	設立: 1989年 建築床面積: 1,142㎡	設立: 1994年新築 建築床面積: 1,357㎡	設立: 1993年新築 建築床面積: 2,750㎡
職員数	23名(医療要員: 20名) 主任 7, 専任 6, 准 1, 研修 0, 兼 2, 特 2, 休 2 保健師・保健士 3	34名(医療要員: 27名) 主任 10, 専任 9, 准 1, 研修 1, 兼 1, 特 3, 休 1 保健師・保健士 7	24名(医療要員: 19名) 主任 9, 専任 6, 准 1, 研修 1, 兼 1, 特 1, 休 0 保健師・保健士 5	29名(医療要員: 23名) 主任 9, 専任 8, 准 1, 研修 1, 兼 2, 特 2, 休 0 保健師・保健士 6	15名(医療要員: 13名) 主任 5, 専任 4, 准 1, 研修 0, 兼 1, 特 1, 休 1 保健師・保健士 2

2-5-6 環境への影響

本計画の対象施設の婦幼保健所は、江蘇省の地方都市に点在してはいるものの、それぞれの地域の、住民にアクセスしやすい中心に位置しており、婦幼保健医療の地域浸透をはかるためにも環境汚染、生態系の変化及び住民への影響に対しては十分配慮されている。医療排水の処理については、下水設備があり、施設内から配管を通して処理され、また、注射針、カテーテル、現像液等の医療廃棄物については回収業者により所定の廃棄がなされている。

なお、新設の江蘇省婦幼保健センターについては、医療排水は敷地内に処理設備を設け、処理を施した後下水設備に流すことになっており、医療廃棄物については専門の回収業者に委託して処理することになっている。

また、本計画で導入を図る医療機材は利用方法をまちがえなければ、環境汚染につながる心配はなく、X線診断装置等の設置に関しても中国放射線防護基準の基づき放射線の遮蔽の為の設備が施されている。

尚、対象サイトにおける水質、電圧変動、並びに市及び県レベル婦幼保健所の既存X線室のX線被曝状況等調査結果データを聴取した(資料編-7参照)。調査結果では特段、環境に悪影響は認められなかった。

第3章 プロジェクトの内容

3-1 プロジェクトの目的

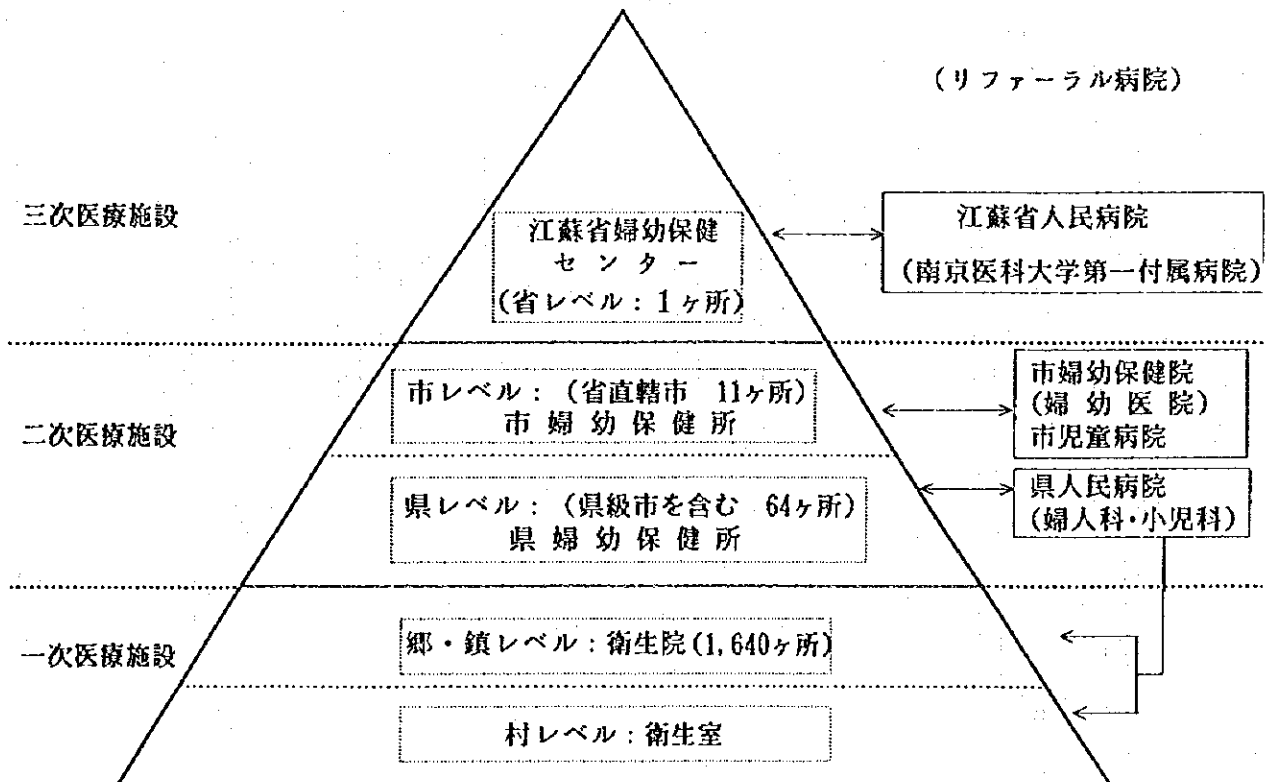
3-1-1 プロジェクトの目的

中国政府・衛生部の「90年代の中国児童発展計画の大綱」をうけ、江蘇省衛生庁は省内における婦幼保健医療のサービスネットワークを整備し、2000年迄には全ての婦人・子供に診療機会が受けられる医療体制を確立し、婦幼保健指標の妊産婦死亡率を50%、乳幼児死亡率を30%低下させること等を目標に婦人と子供のための保健の向上に努めている。

本計画は、新設される江蘇省婦幼保健センター及び11ヶ所の市レベル、14ヶ所の県レベルの既存の婦幼保健医療施設に対し、医療機材を調達するものであり、江蘇省婦幼保健医療サービス体制の確立に貢献することを目的としたものである。

3-1-2 プロジェクト対象施設の役割

江蘇省における婦幼保健医療サービスネットワークと各施設の関係および役割は以下の通りである。



(1) 江蘇省婦幼保健センター(江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センター)：

江蘇省婦幼保健センターは、診療・臨床部門を受けもつ江蘇省婦幼保健院と婦幼保健医療施設に携わる要員の育成のための婦幼保健係員研修センターの2つの機能を有する施設であり、江蘇省の重点建設プロジェクトとして96年を目途に新設されることとなった。

現在、江蘇省における婦幼保健医療施設の機構は、市及び県レベルを含む下位の婦幼保健所のネットワークは構築されているが、上位の省レベルの婦幼保健医療施設はなく、従って、江蘇省全域における各婦幼保健医療施設を計画的・系統的に統括し、健全な婦幼保健医療活動を遂行してゆくために中心となる省レベルの婦幼保健センター設立の必要性が切望されていた。

婦人と児童を対象とした三次医療サービスを提供できる専門病院とその人材を育成する施設が併設される同センターが設立されることは婦幼保健医療サービスの量的及び質的な面に大きく貢献し、その裨益効果は非常に大きい。

同センターの機能は以下の通りである。

- ① 婦幼保健医療に関する全体的、系統的な指導機関として婦人と児童のあらゆる保健・衛生問題に関する中心的存在に位置する施設である。
- ② 同保健院は、外来診療部、医療技術部、病棟(約300床)部を有し、それぞれ産科、婦人科、小児科、口腔・耳鼻咽喉科、眼科の診療部門と手術室、中央検査室、放射線室、機能検査室、病理検査室、内視鏡室、顕微鏡室、中央材料室、薬局等付属部門を備えた産婦人科、小児科を対象とする専門病院であり、三次医療サービスを提供できる施設である。また、研修センターは、市及び県レベルの中・高級医療従事者並びに医学生、医学院生の婦幼保健医療に関する臨床実習を含む系統的な研修を行うことにより人材の育成をはかる施設である。
- ③ 市及び県レベル婦幼保健所との合同診断、患者の紹介の引受け、相互リファラル制度を確実に実施する。
婚前検査、産前診断、遺伝病の相談と診断、周産期保健検査技術、出生欠陥のモニタリング、内分泌検査、優生優育等について、市及び県の婦幼保健医療機構に対し技術的援助と支持を与える。
- ④ 国家・衛生部及び省・衛生庁より与えられた婦幼保健医療に関する研究テーマを引受けて報告書を提出する。また、同時に研究成果の普及と応用を担当する。
- ⑤ 全省の婦人児童健康指標・保健医療技術サービス・人口出生の質・各種婦幼衛生指標・婦幼保健医療資源の増加状況等に関するデータの収集・整理・分析・保存を担当し、所定の時期に省衛生庁へ報告すると同時に、全省の市・県の衛生局および婦幼保健医療機構にこれをフィードバックする。婦人と児童の健康に害を及ぼす主要な疾病の疫学的調査を行うと同時に、その予防と治療を行い、婦幼保健医療に関する国家のモニタリングステーションとしての役割を担う。

(2) 市レベル婦幼保健所：

江蘇省の直轄市(11ヶ所)に位置する婦幼保健所の機能は以下の通り。

- ① 同保健所は省婦幼保健院の業務指導を受ける一方で、所管の県レベル婦幼保健所の業務指導の責任を負っており、上部と下部機関の間を繋ぐ役割を持っている。
- ② 婦人保健・児童保健・家族計画技術指導・優生優育を中心的役割りとし、下位の施設に対する指導に重点がおかれた保健と診療が結びついた業務機関であり、系統的・連続的な保健医療サービスを提供する。
- ③ 地域内の婦人児童の健康状況・健康問題・主要な疾病・妊産婦および乳児の死亡状況と主要な原因を掌握する。衛生行政部門の婦幼保健医療発展計画および予防治療計画の制定に協力し、実施の指揮を取る。
- ④ 下位の医療保健機関の婦幼保健医療要員の専門研修、保健院自身の職員の教育を実施すると共に、その地域内の婦幼保健医療要員の現状を全面的に把握し、衛生行政部門の研修計画策定に協力し、その実施を指揮する。
- ⑤ 中等衛生学校の婦幼保健医療分野の医士・助産士専攻学生、および婦幼保健医療分野専攻の本科生(大学生)および大専生(三年制大学)の実習を引き受ける。

(3) 県レベル婦幼保健所：

江蘇省には、行政県が64ヶ所(県級市を含む)あり、それぞれ1ヶ所の県婦幼保健所が設置されている。その機能は以下のとおり。

- ① 「90年代の中国児童発展計画の大綱」を実践するための最先端の婦幼保健医療施設であり、県レベル婦幼保健所の活動がその成果を決定すると云って良い。本計画によって、同保健所がより円滑にかつ効果的な保健・診療機能が果たせる施設となる。
- ② 全県の婦人と児童の保健および家族計画技術に関する健康教育の責任を負う。県の住民に対して自己保健知識を宣伝・教育することにより、住民参加をベースに自己保健能力、疾病と不衛生な習慣の改善を図る。
- ③ 全県の婦幼保健医療状況報告等の統計情報の収集・整理・分析評価を行い、衛生行政部門に対し政策決定の根拠を提供する。
- ④ 婦幼保健医療要員、特に郷・村クラスの婦幼保健医療業務の専従者のレベルアップの為の研修計画を実施する。
- ⑤ 毎年の業務日の内、最低三分の一は農村に入り、直接具体的に郷衛生院の産婦人科・小児科・家族計画および女性農村医師・助産婦の業務を指導する。

(4) 郷・鎮衛生院：

郷・鎮衛生院の主な役割は以下の通り。

- ① 郷・鎮内の婦人保健、児童保健、家族計画技術サービスおよび婦人と児童の一般的な

病気の予防、産婦人科・小児科疾病の治療と上級病院への紹介、郷・鎮内の妊産婦の入院分娩、産科のハイリスク患者の治療または病院紹介の役割を果たす。診療科目は、婦人保健科、児童保健科、産婦人科、家族計画科、小児科、産科病棟、家族計画病棟、小児科病棟、分娩室、手術室を設置すると共に、簡易な救急設備を備えている。

- ② 全郷・鎮の婦人・児童の保健状況、各種保健指標のデータの収集を行い、分析・整理し定期的に衛生行政部門へ報告し郷・鎮内の婦幼保健医療事業計画及び主要疾病予防治療計画を制定し、実施にあたる。
- ③ 人口政策実施のために積極的に技術的サービスを実施する。
- ④ 健康教育を行う。婦人と児童の集団保健において発見される主要な問題と障害、および家族計画の技術サービスに関する問題の掌握に留意し、健康教育を実施し広く社会への宣伝に努める。
- ⑤ 郷・鎮衛生院の産婦人科・小児科・家族計画技術指導科・婦人保健科・児童保健科等の医療従事者は、村の保健衛生施設(村衛生室)の女性農村医・助産員の業務を指導する。村衛生室の関係者を定期的に集め、会議を開き、業務の指示と業務状況のチェック、および研修を行う。

(5) 村衛生室：

省内の婦幼保健医療を担当する末端の医療施設である。主な役割は以下の通り。

- ① 村衛生室には女性農村医を配属し、全村の妊産婦の産前検査と産後訪問を行う。母乳栄養と児童補助食品の指導を行い、ハイリスク妊婦とハイリスク遺伝家族をスクリーニングし、リファール病院への紹介と報告を行う。
- ② 人口政策を宣伝し、避妊薬および器具を配布する。計画外の妊娠の場合速やかに郷・鎮衛生院に紹介して処置する。村内の出産適齢期の既婚者の避妊状況、妊娠状況および生育状況を調べ、正確な数値を把握し、規定にしたがって郷・鎮衛生院に報告する。
- ③ 定期的に郷・鎮衛生院の例会に出席し、業務の指示や研修を受けると共に報告を行う。
- ④ 計画的に予防接種を施す。

3-2 プロジェクトの基本構想

中国側の本計画にかかる全体構想は江蘇省に居住する婦人と児童を対象に系統的・組織的かつ効果的な保健医療サービスが提供できる体制を構築することを目的とし、そのために省都である南京市に江蘇省婦幼保健センターを新設、同センターを中核として既存の市(直轄市)、県(県級市)、郷(鎮)及び村までの一貫とした婦幼保健医療施設の再編成を行い江蘇省全体の婦幼保健医療サービス・ネットワークの確立を行うことである。

本プロジェクトは、上記の中国側の構想を踏まえ、江蘇省における婦幼保健医療サービスネットワークの確立を目的に、その中核施設として省都南京市に新設される江蘇省婦幼保健センター及び婦幼保健機構の下位ネットワークとして市レベル婦幼保健所並びに県レベル婦幼保健所等の医療サービスを提供する婦幼保健医療施設における医療機材を主とした機材整備を行って婦幼保健医療サービス活動が円滑にかつ効果的に果たせるようにすることを基本構想とし、以下を基本方針とする。

- (1) 本計画では省婦幼保健院と婦幼保健係員研修センターとしての2つの機能を有する江蘇省婦幼保健センターと、11ヶ所の市レベル婦幼保健所(江蘇省内の全ての直轄市に設置されている)及び省内64ヶ所のうち14ヶ所の県レベル婦幼保健所をパイロットプランとして選定し、対象施設とする。
- (2) 江蘇省婦幼保健センターは、省婦幼保健院としての機能から婦幼保健医療サービスの中心として3次医療サービスを提供できる基本的な、最低限必要な機材を選定する。
- (3) また、同センターの婦幼保健係員研修センターとしての機能から婦幼保健の2次医療サービスを担当する市・県レベル婦幼保健所の医療従事者及び医・業・看護学生等の教育・研修の実習の場を提供し、広く婦幼保健分野の人材育成活動が理論と実習の両面から円滑に取り組めるよう研修・教育用機材を配慮する。
- (4) 市及び県レベル婦幼保健所は、地域の中核婦幼保健医療施設として、下位の医療施設である郷・鎮の衛生院、村の衛生室からの紹介患者を受入れを含めた地域の2次医療サービスを提供するに必要な機材構成とする。

3-2-1 要請内容の確認

(1) プロジェクトサイト

本プロジェクトは江蘇省の婦人と児童を専門に保健医療サービスを提供する省レベル、市(省直轄市)レベル及び県レベルの婦幼保健医療施設を対象とするものである。現在、江蘇省に於ける婦幼保健医療の専門施設の数は、婦人と子供のための婦幼保健医療施設と産婦人科、小児科を含む総合病院を併せて130ヶ所あり、その内訳は以下の通りである。

婦幼保健医療施設	施設数	病床数、従業員数	
婦幼保健医療機構	117ヶ所	—	2,186人
江蘇省婦幼保健院・婦幼保健係員研修センター	(建設中)	(300)	(560)
市レベル婦幼保健所	11	—	191
県レベル婦幼保健所	64	—	1,472
区(直轄市傘下)婦幼保健所	37	—	399
小児(児童)保健所	3	—	81
婦人保健所、站	3	—	43
医院(病院)	13ヶ所	2,934床	4,992人
婦幼保健院	7	1,188	1,951
産婦人科病院	4	1,140	1,826
小児病院	2	606	1,215
総計	130ヶ所	2,934床	7,178人

(注)編掛け部分:対象施設

出典:江蘇省衛生年鑑(1994年)

江蘇省婦幼保健医療機構の2次及び3次医療サービスのネットワーク体系は表-1の通りであり、その施設は全省に配置されている。

原要請書での要請されたプロジェクト・サイトは、建設中の江蘇省婦幼保健センター(南京市)、省直轄市に存する婦幼保健医療施設18ヶ所(市婦幼保健所10ヶ所、市婦幼保健院7ヶ所及び市児童病院1ヶ所の計18ヶ所)及び県婦幼保健医療施設60ヶ所(県婦幼保健所30ヶ所及び県人民病院30ヶ所の計60ヶ所)を対象した要請であった。

要請のあったプロジェクト・サイトは78ヶ所にも及び全てを対象施設とすることは難しいことから、本計画を実施することで、より効果的で、裨益効果があり、かつ必要性のたかい対象施設を次の絞り込みの基準を持って、新設の江蘇省婦幼保健センター、11ヶ所の直轄市に存する婦幼保健所とその傘下に位置する14ヶ所の県レベルの婦幼保健所を選定した。

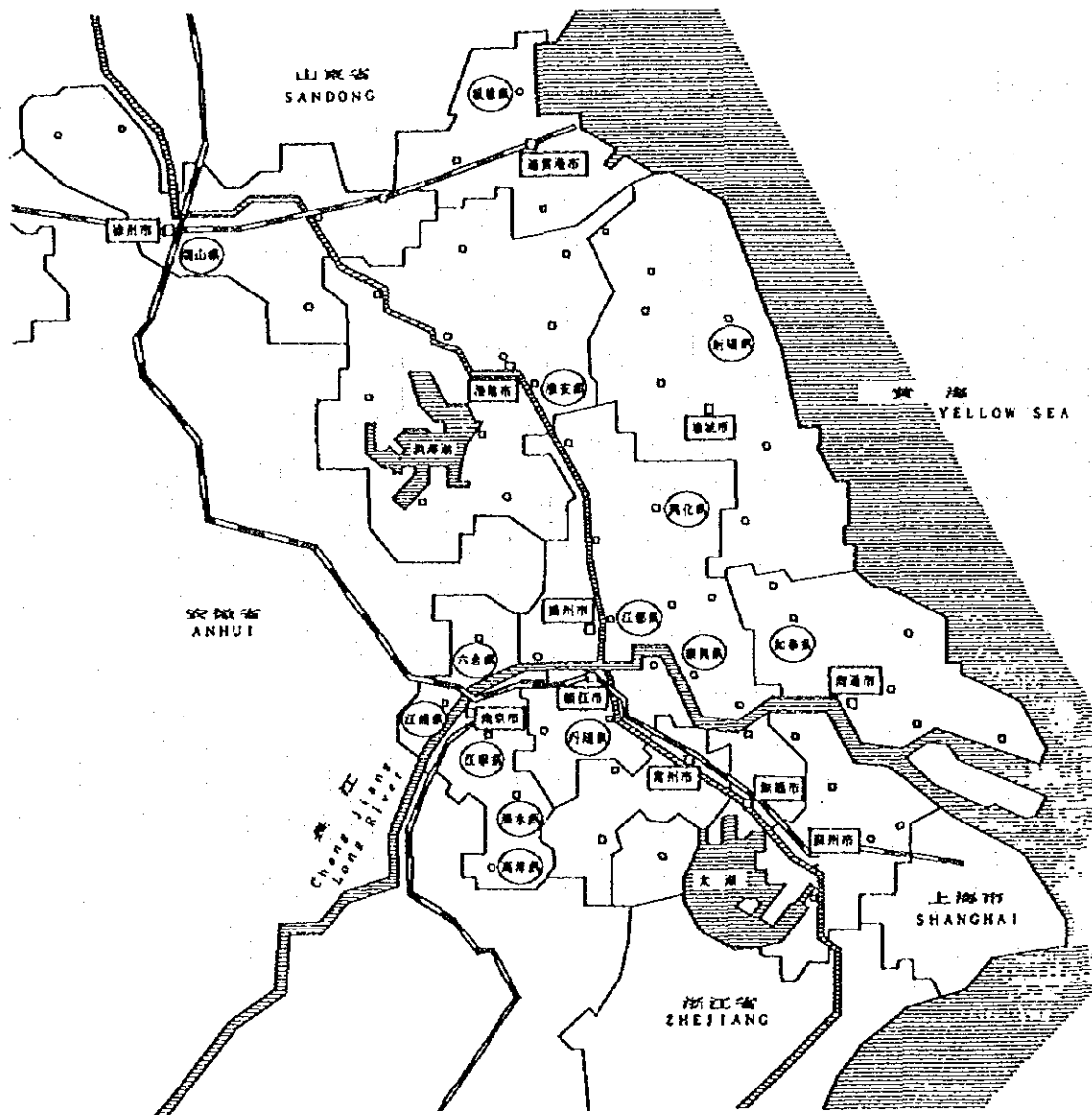
パイロット・プロジェクト・サイトの絞り込みに当たっての基準:

- ① 本計画を通じて江蘇省全体に於ける婦幼保健医療サービスでのリファーマル体制を確立するために、郷・鎮の衛生院と村の衛生室が担う一次医療施設と市及び県レベルの婦幼保健所が果たす二次医療施設との間に紹介方式の形ができている市及び県レベルの婦幼保健所で、かつ将来的に全省に拡大できるパイロット・プランとしての地域の施設を優先する。

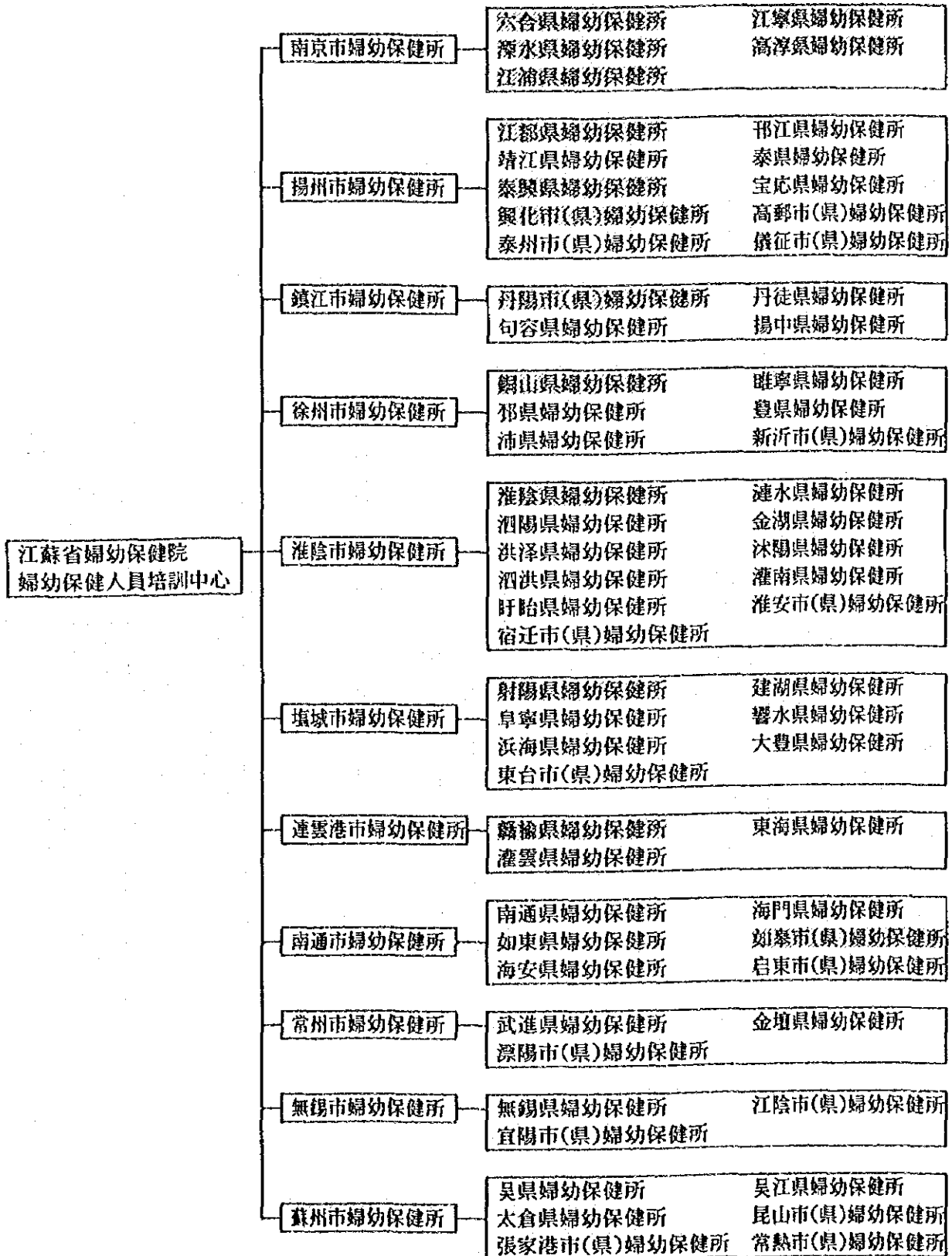
- ② 江蘇省衛生庁が設定した優先順位が高い地域（江蘇省内で経済的に遅れた地域、特に、南京市の南西部、中部、東部の農村地域）の施設を優先し、経済発展が進んでいる地域（上海市に隣接する南部地域）は自力での機材整備を期待して選定から除外する。
- ③ 市婦幼保健院（7ヶ所）は2～3年以内には婦幼保健所と合併することが決まっており、対象施設からは除外する。
- ④ 実施業務、施工に於ける施設側の受け入れが可能であり、アクセス等にも十分考慮した施設で、かつ日本側調査団が実際に訪問、調査し、それぞれの婦幼保健医療の活動状況及び市・県人民政府の婦幼保健医療への取り組み状況等確認を行った結果、対象施設として相応しい施設を優先する。

選定された対象サイトは以下の通りである。

省婦幼保健センター (1ヶ所)	江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センター(南京市)
市レベル婦幼保健所 (11ヶ所)	南京市、揚州市、鎮江市、徐州市、淮陰市、塩城市、連雲港市、南通市、常州市、無錫市、蘇州市の各婦幼保健所
県レベル婦幼保健所 (14ヶ所)	江寧市、六合県、溧水県、高淳県、江浦県、江都県、興化県、泰興県、丹陽県、銅山県、淮安県、射陽県、贛榆県、如皋県の各婦幼保健所



表一 I 江蘇省婦幼保健医療サービス体系



(注)網掛けされた保健所が本計画の対象施設26ヶ所

(2) 要請機材内容

1) 機材選定の基本方針：

- ① 同保健医療施設の機能としては、婦幼保健医療に直接関係する必須な機材を最優先する。
- ② 同保健医療施設としては、婦幼保健医療と関連する予防・臨床並びに人材育成のための研修センターの機能を最低限満たすに必要な基本的機材を最優先に計画する。
- ③ 現有機材のうち使用頻度が高く、老朽化が著しい機材
- ④ 以下の医療機材は、優先度が低いものとする。
 - ・使用頻度及び裨益効果の少ない機材
 - ・中国国内において入手可能で簡便な機材
 - ・高度な技術を必要とする機材
 - ・関連インフラ整備状況から設置不可能と判断される機材
 - ・試薬、補用部品の入手困難な機材

2) 機材選定の基準：

総合判断

A	： 妥当と判断される機材
B	： 婦幼保健医療に必要な基本的機材ではないが、施設の運営上には 欠かせない機材
B'	： 施設の運営上には欠かせないが、優先度が低い機材
C	： 計画機材内容には含めない機材

尚、数量については現地調査の結果を踏まえ、検討した。

個別機材ごとの検討

- ① 使用目的の検討
 - a： 母子保健の診断・治療及び研修などに有益な基本的機材
 - b： 合併症の治療など補完的役割である機材
 - c： 母子保健のために直接関係しない機材
- ② 技術的レベルの検討
 - a： 現在の医療レベルで対応可能な機材(現有機材があり、操作技術が十分ある)
 - b： 操作技師が限定される機材
 - c： 高度医療技術を要し、取扱い上の技術能力に問題があると判断し得る機材
- ③ 機材の仕様の検討
 - a： 要請機材の仕様が妥当と判断される機材
 - b： 他に簡便な仕様の機材に代替えし、目的を果たせる機材
 - c： 仕様の全面的見直しが必要、または裨益する患者が少ない機材
 中国側で調達可能な機材

④ 周辺施設および設備との関連

- a: 人民病院等、関連施設に依存できない機材（技術、患者数、維持管理）
- b: 南京に於いて、対応可能な機材
- c: 周辺関連施設に依存できる機材（技術、患者数、維持管理）及び周辺設備が整っていない機材（電気、水、その他関連機材）

⑤ 消耗品の継続的な調達の可能性、保守メンテナンス能力の検討

- a: 消耗品の調達やメンテナンスが特に必要でない機材
- b: 消耗品および保守メンテナンス能力に問題がある可能性のある機材
- c: 維持管理についてのメーカー及び代理店の特別な契約が必要で、その体制が必要な機材（メーカー代理店等）

⑥ 維持管理経費に関する検討

- a: 維持管理経費がほとんどかからない機材
- b: 維持管理経費が中国側で負担可能な機材
- c: 維持管理経費が高額で裨益効果に見合わない機材

⑦ 環境、その他

- a: 地理的・環境的要因に関係なく使用できる機材
- b: 何らかの対策を講ずることにより地形的・気候的要因にかかわらず使用できる機材
- c: 地理的要因、あるいは環境に与える影響に対して、現状では対策が講じられない機材

3) 機材数量の検討について:

機材数量の検討においては、適正数量の決定条件としては、中国側の計画と推定される保健医療等の需要と各々の機材の機能等を勘案し、妥当な数量を検討した。その経緯は次の要請機材内の検討経緯及び表 3-2-2「要請機材リストの検討」に述べた通りである。

要請機材内容の検討経緯は以下の通り。

機 材	要 請 機 材 内 容 の 検 討 経 緯	
	原要請機材内容	最終検討結果数量
I. 江蘇省婦幼保健院及び 婦幼保健係員研修センター	[1ヶ所] 281 (1,802)	[1ヶ所] 221 (886)
1. 外来部	54 (289)	48 (233)
1) 婦人科	8 (38)	7 (28)
2) 産科	9 (61)	10 (44)
3) 小児科	11 (115)	11 (120)
4) 口腔・耳鼻咽喉科	12 (40)	13 (23)
5) 眼科	14 (35)	7 (18)
2. 病棟部	52 (767)	47 (326)
1) 婦人科用病室	19 (264)	10 (109)
2) 産科用病室	} 11 (399)	} 23 (159)
3) 小児科用病室		
4) ICU用病室		
5) 人工透析室		
6) 物理療法室	15 (74)	8 (22)
3. 医療技術部	135 (677)	97 (246)
1) 手術室	25 (436)	16 (87)
2) 中央検査室	42 (73)	32 (54)
3) 機能検査室	15 (27)	10 (21)
4) 放射線室	17 (78)	11 (32)
5) 病理検査室	9 (9)	6 (6)
6) 内視鏡検査室	15 (19)	13 (17)
7) 顕微鏡室	5 (25)	5 (25)
8) 中央材料室	5 (8)	4 (4)
9) 薬局	2 (2)	0 (0)
4. 研修部	17 (17)	15 (15)
5. 宣伝・教育部	18 (42)	11 (59)
6. 車両部	3 (5)	2 (6)
7. その他	2 (5)	1 (1)
II. 市レベル婦幼保健所	[18ヶ所] 201 (2,336)	[11ヶ所] 市婦幼保健所(11ヶ所)
基本的診断機材	(1)市婦幼保健所 58 (1,150) (2)市婦幼保健院 婦人科(7ヶ所) 73 (889) (3)市児童病院 (1ヶ所) 70 (297)	[10ヶ所] 39 (429)
III. 県レベル婦幼保健所	[60ヶ所] 107 (4,980)	[14ヶ所] 29 (406)
基本的診察機材	(1)県婦幼保健所 [30ヶ所] 60 (2,370) (2)県人民医院 (産科・小児科) [30ヶ所] 47 (2,610)	県婦幼保健所 [14ヶ所] 29 (406)
総 計	589 (9,118)	289 (1,721)

主な要請機材内容は以下の通り

対象施設および部門名		主 な 機 材 名
江蘇省婦幼保健院及び婦幼保健係員研修センター(南京)		
1	外来診療部： 1)婦人科 2)産科 3)小児科 4)口腔及び耳鼻咽喉科 5)眼科	冷凍手術器、CO ₂ レーザー治療器、輸卵管通気装置、吸引器、診察台、等 超音波診断装置、ポータブル超音波診断装置、胎児心拍検出器、産科用検診台、骨盤計、等 体重計、血圧計、診察台、各種発育測定器材、等 歯科ユニット、歯科用X線、E N Tユニット、超音波洗浄器、光凝固装置、咽鼓管通器、等 眼底カメラ、斜視・弱視治療器、スリットランプ、視野計、眼底鏡、等
2	病棟部： 1)婦人科用病室 2)産科及び小児科用病室 3)I C U用病室 4)人工透析室 5)物理療法(リハビリテーション)室	患者監視装置、回診用カート、大型カート、吸引器、酸素・吸引供給システム、等 分娩監視装置、新生児モニター、血ガスモニター、新生児用人工呼吸器、分娩・手術台、保育器、黄疸測定器、新生児酸素モニター、等 各種モニター(新生児、小児及び婦人用)、I C Uベッド、等 人工透析装置、ネプライザー、等 各種治療器-超音波、赤外線、紫外線、低周波、マイクロ波-索引器、運動機能回復器、等
3	医療技術部： 1)手術室 2)中央検査室 3)機能検査室 4)放射線室 5)病理検査室 6)内視鏡検査室 7)顕微鏡室 8)中央材料室	手術台、無影灯、麻酔器、高周波メス(レーザーメス)、人工呼吸器、各種手術器械セット、除細動装置、小児用人工呼吸器、手術用顕微鏡、ストレッチャー、等 自動生化学分析装置、血ガス分析装置、電解質分析装置、自動尿分析装置、高圧液体クロマトグラフ、原子吸光分析機、変速遠心器、各種分光光度計、各種血液検査用機器、培養器、オートクレーブ、等 心電計、カラードプラー超音波診断装置、長時間心電図記録装置、ドプラー胎児心拍検出器、肺活量計、等 C-アームX線装置、500mmX線撮影装置、乳房用X線装置、骨密度計、歯科用X線、自動現像機、暗室用具一式、等 冷凍マイクローム、自動染色装置、屍体解剖台、屍体冷蔵庫、等 子宮鏡、羊水鏡、膈鏡、腹腔鏡、各種ファイバースコープ、光源装置、等 各種顕微鏡 高圧蒸気滅菌装置、超音波洗浄器、乾燥器、等
4	研修部	人体解剖模型、各部位模型、教材製作用機材、研修室用 VTR・TV装置、パソコン、プロジェクター、コピー機、等
5	宣伝・教育部	TVモニター、プロジェクター、複写器、視聴覚機材、等
6	車両部	救急車、婦幼保健医療宣伝車、等
7	その他	機材メンテ用機材
市レベル婦幼保健所(11ヶ所)		歯科ユニット、眼底鏡、E N T診療ユニット、超音波診断装置、分娩台(手術兼用)、黄疸測定器、心電計、無影灯、200mA透視撮影X線装置、冷凍手術器、滅菌器、顕微鏡、CO ₂ 培養器、パソコン、ビデオレコーダ、等
県レベル婦幼保健所(14ヶ所)		身長・体重計、血圧計、オーディオメーター、歯科ユニット、分娩台、黄疸測定器、200mA透視撮影X線装置、輸液ポンプ、滅菌器、顕微鏡、ビデオレコーダ、小型パソコン、救急車